

各府省庁の最近の取組等

1－1	内閣府	・・・ 1頁～
1－2	総務省	・・・17頁～
1－3	文部科学省	・・・19頁～
1－4	農林水産省	・・・24頁～
1－5	経済産業省	・・・26頁～
1－6	環境省	・・・28頁～
1－7	国土交通省	・・・35頁～

内閣府

地域再生エリアマネジメント負担金制度

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆他方、エリアマネジメント活動では、安定的な活動財源の確保が課題。特に、エリアマネジメント活動による利益を享受しつつも活動に要する費用を負担しないフリーライダーの問題を解決することが必要。
(民間団体による自主的な取組であるため、民間団体がフリーライダーから強制的に徴収を行うことは困難)
- ◆このため、海外におけるB I Dの取組事例等を参考とし、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者(事業者)から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)を創設し、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図る。

※B I D…Business Improvement District。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

【地域再生に資するエリアマネジメント活動】

地域の来訪者又は滞在者の利便の増進やその増加により経済効果の増進を図り、地域における就業機会の創出や経済基盤の強化に資する活動

(例)



イベントの開催



オープンスペースの活用

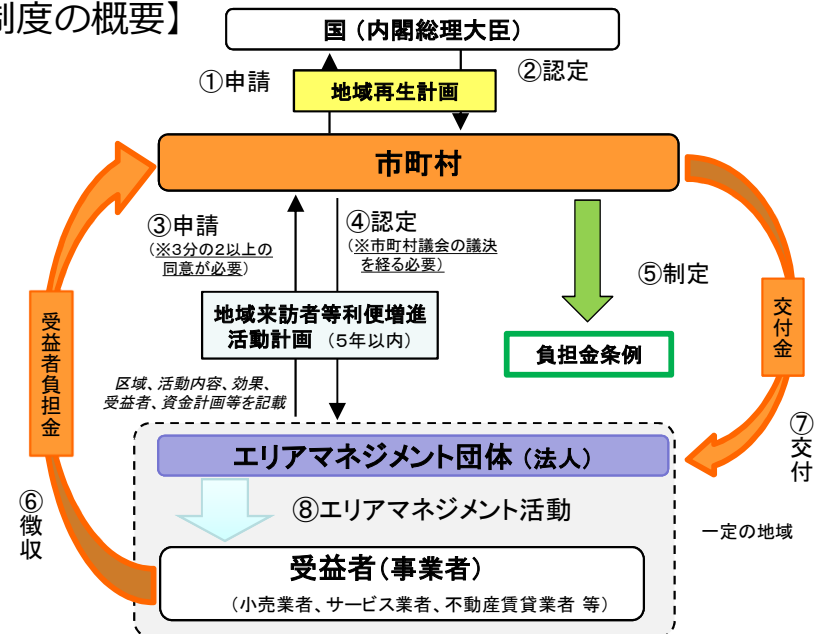


自転車駐輪施設の設置



賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備

【制度の概要】



来訪者等の増加により事業機会の拡大や収益性の向上を図り、地域再生を実現

地域住宅団地再生事業

【住宅団地をめぐる状況、課題】

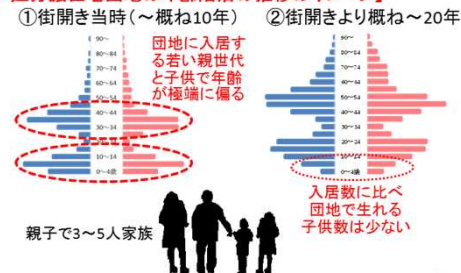
- 住宅団地は全都道府県に約3,000団地(5ha以上)。
高度成長期を中心に大量に供給。
- 多くの団地で、住民の高齢化が進行。空き家等の発生の懸念。
また、住居専用地域が指定され、多様な用途の立地が困難。

【高度成長期型のまちから、多世代・多機能のまちへの転換】

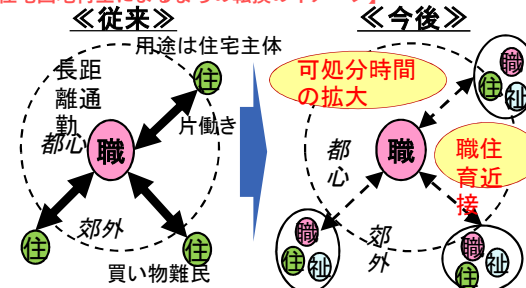
市町村が、区域を定めて、多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的な事業計画を作成

※データ出典：H30国土交通省調査（5ha以上の住宅団地を対象）

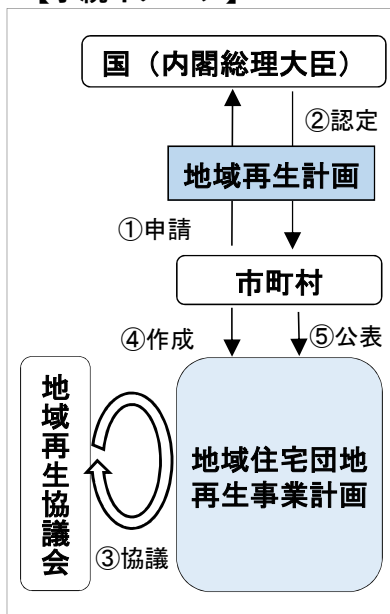
【戸建分譲住宅団地の年齢階層の推移のイメージ】



【住宅団地再生によるまちの転換のイメージ】



【手続イメージ】



【計画の効果】

- (1)住宅団地に限定した区域の設定が可能
- (2)関係者全員が一堂に会することで総合的・一体的な施策の合意形成をスピーディに
- (3)事業実施に当たって
 - ・必要な個別の手續(同意、指定、届出等)が不要に(ワンストップ化)
 - ・許可が必要な場合、予見可能性が向上

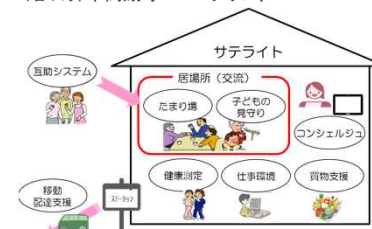
【具体的措置】

- 建築物の整備方針に適合すれば用途地域で規制された建築物の用途の特例許可が可能
- 団地再生に必要な用途地域の変更等の都市計画の決定・変更等を本計画で実施
- コミュニティバスの導入や物流共同化等の事業計画の国交大臣認定を得ることで個別の許認可・届出が不要
- 有料老人ホームの知事への事前届出が不要
- 介護事業者の指定みなしで事業者の申請が不要
- OUR(都市再生機構)による市町村へのノウハウ提供

【生活利便施設や就業の場、福祉施設等の多様な用途・機能の導入例】



小学校跡にオフィス等を含む多世代交流拠点施設を整備した事例(春日井市高蔵寺ニュータウン)



住宅団地に介護、移動・配達支援、コワーキング等のサテライト拠点の整備事例(三木市緑が丘地区)

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和3年度予算額 1,000億円

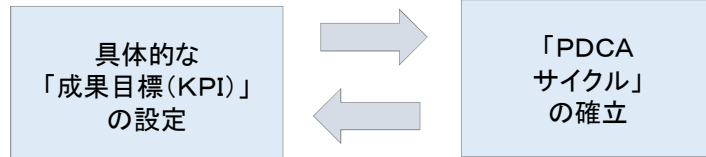
（令和2年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

対象事業等

【対象事業】

①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成
- 例）しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組

- ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）

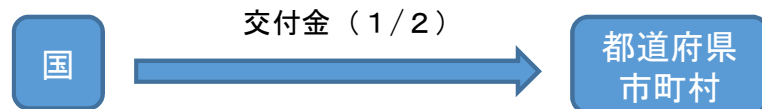
※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外

③わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）

- ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策

④複数年度にわたる施設整備事業（地方創生拠点整備交付金）

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

令和3年度からの主な運用改善

- ①複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち50億円を地方創生拠点整備交付金として措置（20億円の増額））
- ②移住支援事業の要件緩和（テレワーカー等の対象化）
- ③起業支援事業の要件緩和（Society5.0関連業種等の対象化）

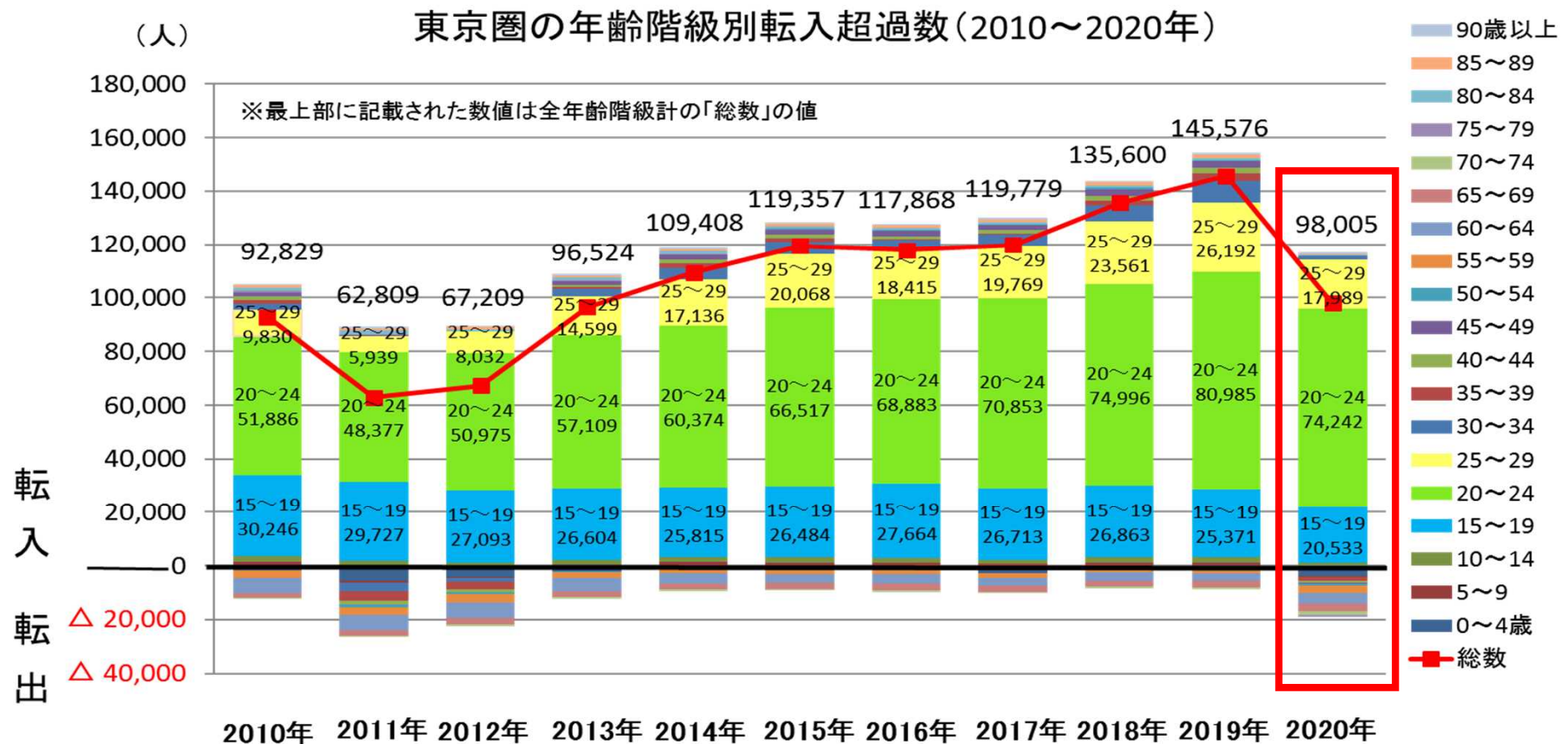
まち・ひと・しごと創生基本方針2021(案)について

令和3年6月15日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

東京圏への一極集中の現状～東京圏の年齢階級別転入超過数～

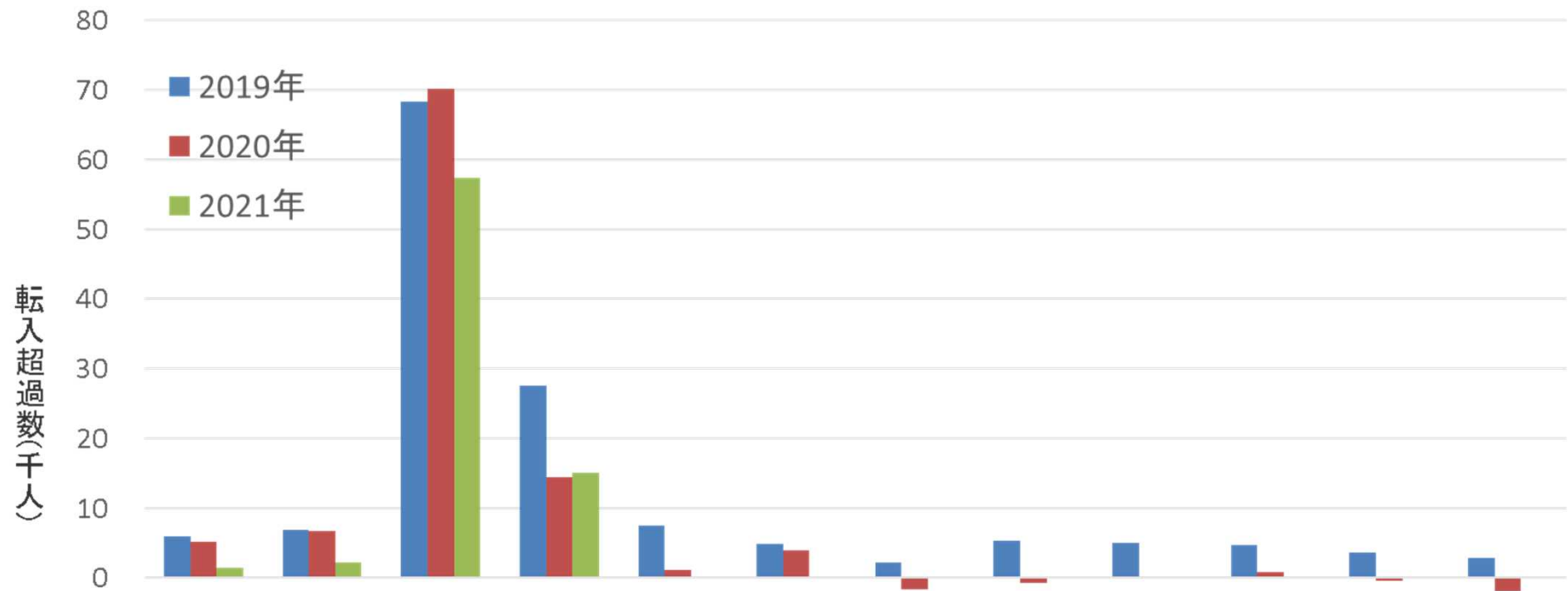
- 東京圏への転入超過は、2020年は9.8万人と前年を大きく下回った。
- 転入超過数の大半を10代後半、20代の若者が占めており、大学等への進学や就職が一つのきっかけになっているものと考えられる。



資料出所: 総務省「住民基本台帳人口移動報告」(2010年—2020年/日本人移動者)

近年の東京圏転入超過数の月別推移

○ 2020年4月以降、転入超過数が前年同月に比べて大きく減少し、2020年7～9月、11～12月においては転出超過となった。2021年1～4月は転入超過となったものの、**緊急事態宣言の発出前の2020年3月、2019年4月に比べ転入超過数は大きく減少**した。



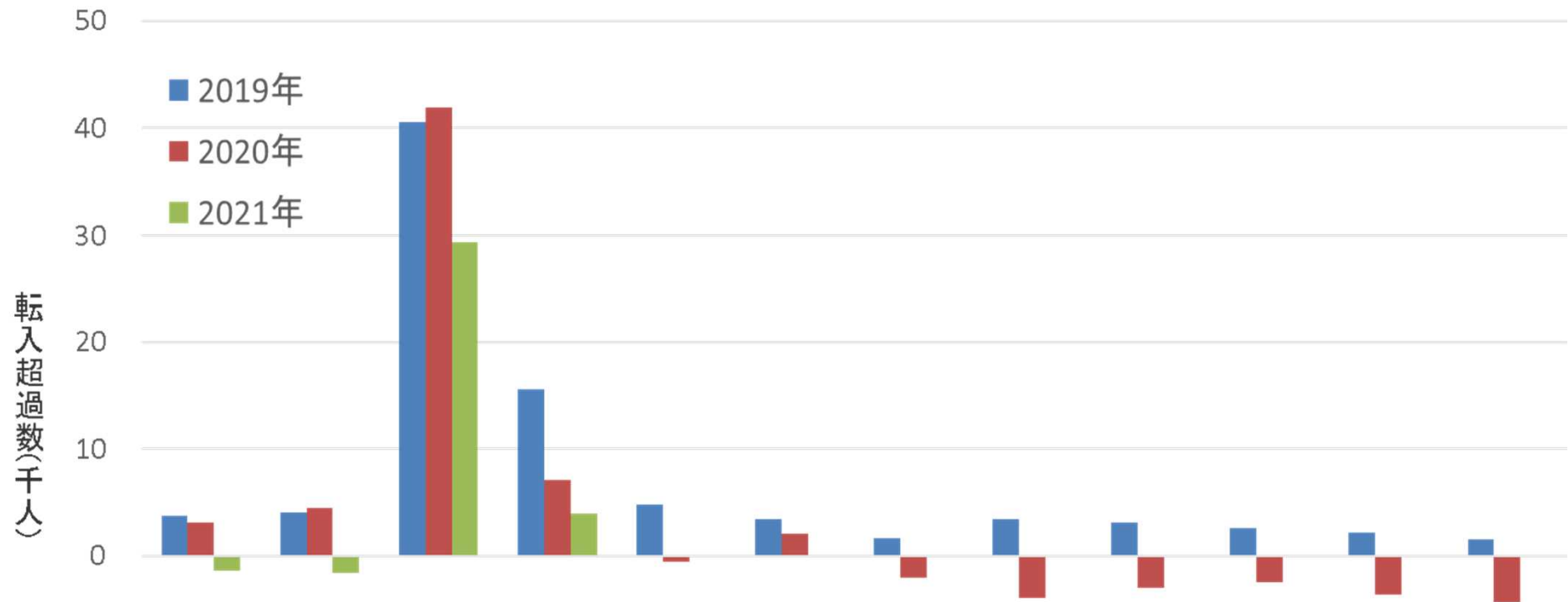
(10)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2019年	6,089	6,921	68,306	27,500	7,558	4,983	2,173	5,400	5,183	4,753	3,704	3,006
2020年	5,343	6,888	70,087	14,497	1,167	4,027	-1,682	-739	-56	834	-393	-1,968
2021年	1,432	2,138	57,419	15,071								

(出典) 住民基本台帳人口移動報告 (平成31年 (2019年) 1月結果～令和3年 (2021年) 4月結果)

近年の東京都転入超過数の月別推移

○ 2020年4月以降、転入超過数が前年同月に比べて大きく減少し、2020年7月から2021年2月までは8か月連続で転出超過となった。2021年3月及び4月には転入超過となったものの、緊急事態宣言の発出前の2020年3月、2019年4月に比べ転入超過数は大きく減少した。



(10)

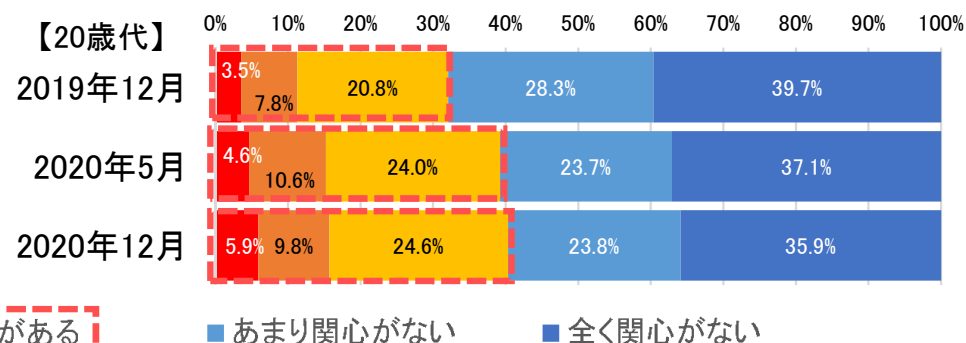
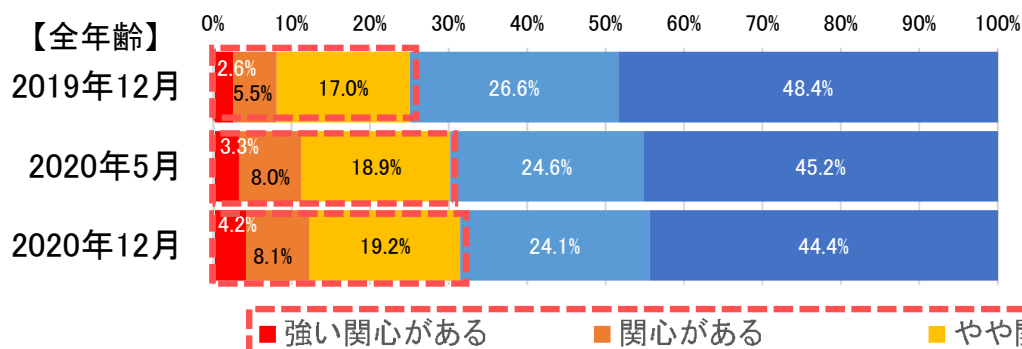
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2019年	3,741	4,053	40,568	15,609	4,792	3,437	1,621	3,398	3,098	2,554	2,151	1,553
2020年	3,146	4,525	41,902	7,049	-509	2,096	-2,144	-4,011	-3,084	-2,506	-3,690	-4,400
2021年	-1,334	-1,593	29,363	3,989								

(出典) 住民基本台帳人口移動報告 (平成31年 (2019年) 1月結果～令和3年 (2021年) 4月結果)

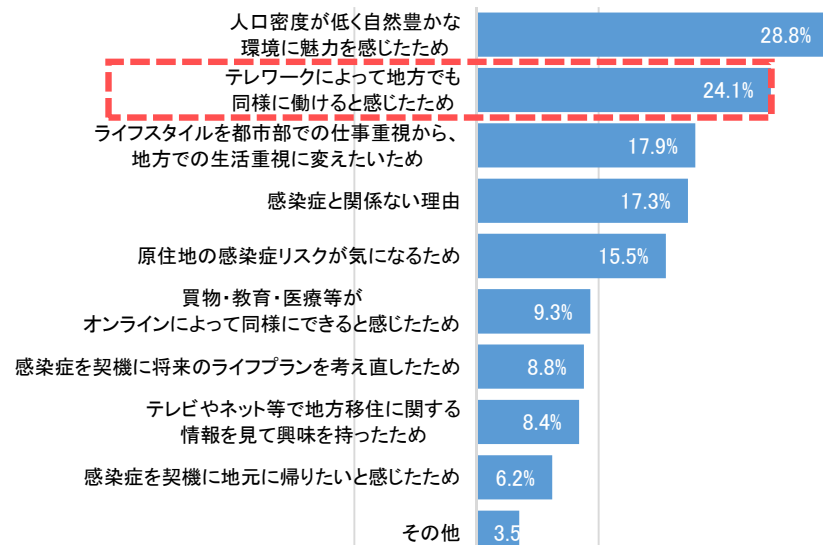
地方移住への関心

- 東京圏在住者のうち、地方移住への関心を持つ層は**増えており**、**20歳代**ではその傾向が**より強く**表れている。
- 地方移住への関心理由として、**テレワークによって地方でも同様に働けると感じたため**と回答した割合が24.1%にのぼる。他方、地方移住の**懸念**では、**仕事や収入**をあげる割合が最も高い。

■ 地方移住への関心（東京圏在住者）

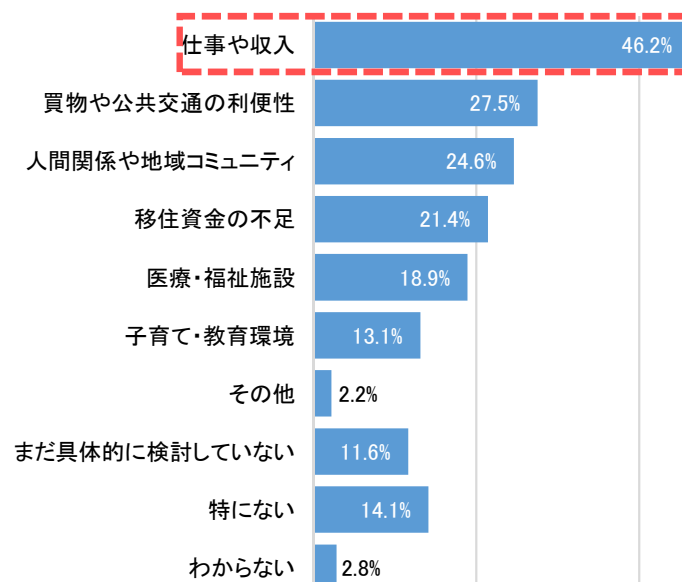


■ 地方移住への関心理由 （東京圏在住で地方移住に関心がある人）



※「特になし」と回答した人の割合は20.0%

■ 地方移住にあたっての懸念 （東京圏在住で地方移住に関心がある人）



（出典）内閣府「第2回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

（2020年12月11日～12月17日にインターネット調査を実施）

1. まち・ひと・しごと創生基本方針2021(案)の考え方

- 新型コロナウイルス感染症は地域経済や住民生活になお大きな影響を及ぼしている一方、**地方への移住に関する関心の高まり**とともに**テレワークを機に**人の流れに変化の兆しがみられるなど、**国民の意識・行動が変化**。
- こうした変化を踏まえ、本基本方針では、①地域の将来を「我が事」として捉え、地域が**自らの特色や状況を踏まえて自主的・主体的に取り組めるようになる**、②都会から地方への**新たなひとやしごとの流れを生み出す**ことを目指す。
これにより、訪れたい・住みたいと思えるような魅力的な地域を実現していく。
- この実現に向け、感染症が拡大しない地域づくりを含め、**総合戦略に掲げた政策体系(4つの基本目標及び2つの横断的目標)に基づいて取組を進める**に当たり、**新たに、3つの視点(ヒューマン、デジタル、グリーン)を重点に据え**、地方創生の取組のバージョンアップを図りつつ、**まち・ひと・しごと創生本部が司令塔**となって、**政策指標をしっかりと立て**、全省庁と連携を取りながら政府一丸となって総合的に推進する。

感染症の影響を踏まえた基本的な方向性

- 感染症による意識・行動変容を踏まえた、ひと・しごとの流れの創出

<現下の状況>

- ・テレワーク実施率の急増
- ・特に若い世代の地方への関心の高まり
- ・東京から地方への個人・企業の転出の動き

- 各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組の促進

<自主的・主体的な取組を実施する上で留意すべき流れ>

- ・感染症や人口減少等を踏まえた地域課題の解決のためのデジタル化への関心の高まり
- ・地域の活性化に繋がる再生エネルギーや、新たな価値観としての地方創生SDGs への関心の高まり

地方創生の3つの視点

- ヒューマン(地方へのひとの流れの創出、人材支援)



地方創生テレワーク



関係人口

- デジタル(地方創生に資するDXの推進)



地域データ活用



交通分野におけるデジタル化

- グリーン(地方が牽引する脱炭素社会の実現)



木質バイオマス発電所



洋上風力発電システム

再生可能エネルギー

2. 「ヒューマン」視点からの具体的な取組①

地方創生テレワーク

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、**地方で暮らしてもテレワークで都会と同じ仕事ができる**との認識が拡大。

この機会を逃すことなく、都市部に立地する企業などに勤めたまま地方に移住して地方で仕事をする「地方創生テレワーク」（「転職なき移住」）を推進。

（主な取組）

- ・ **地方創生テレワーク交付金によるサテライトオフィス等の整備・利用促進**
 - ・ **企業と自治体を結ぶ情報提供・相談体制等の整備、**
 - ・ **企業による取組の見える化**
 - ・ 進出企業と地域企業等が連携して行う事業展開の
後押し
- ＜地方創生テレワーク交付金事業の例＞
（静岡県焼津市）



焼津漁港

<https://www.city.yaizu.lg.jp/g08-001/gaiyou.html>

- ・ 焼津漁協の「港の倉庫」をテレワーク/交流拠点に改修
- ・ 54の空間に分かれた各倉庫をそのまま改修することで、プライバシーを確保した多数のワークスペースを提供
- ・ テレワークに加え、働く人たちが地域と交流できる拠点を整備

企業の地方移転の促進（地方拠点強化税制）

- **企業の本社機能の地方への移転等**を通じて、地方での雇用創出を支援するため、企業が本社機能を東京**23区**から地方に移転する場合又は地方において拠点を拡充等する場合に、**税制優遇**措置を講じる。（適用期限：令和4年3月末）

- ・ オフィス減税
建物等の取得価額に応じた税額控除又は特別償却
- ・ 雇用促進税制
地方拠点において増加した従業員数に応じた税額控除



地域における人材支援の充実

- 多様化・複雑化する地域の課題を解決するため、地域において多様なニーズに対応できる人材の確保と地域外から知識・ノウハウを持った人材の受入など、官と民の間で人材を循環させること等を通じ、**人と知の流れを創出。**

（対 地方公共団体等）

- ・ 地方創生人材支援制度、企業版ふるさと納税（人材派遣型）、地域活性化起業人、地域おこし協力隊 等
- ⇒各制度を通じ、地域における多様な人材の確保を推進

（対 地域企業）

- ・ プロフェッショナル人材事業、先導的人材マッチング事業、地域企業経営人材マッチング促進事業
- ⇒地域企業の成長・生産性向上のため、外部人材とのマッチングを支援

2. 「ヒューマン」視点からの具体的な取組②

子育て世帯の移住等の更なる推進

【子育て世帯の移住の推進】

- 若い世代にとっては、子育てが移住の大きなきっかけの一つ。**子どもを帯同して地方に移住する場合を重点的に支援**し、今後の地域社会を支える子育て世代の移住を強力に推進。
- また、移住の推進に当たっては、地方公共団体の受入れ体制も重要であることから、**地方公共団体の移住支援体制の強化を後押し**する。

【結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に向けた取組】

- 子育て世帯の移住を推進するためには、地方においても安心して子育て等ができる環境を整えることが必要。**少子化対策や女性活躍の推進の観点から、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に向けた取組**をあわせて進める。

（主な取組）

- ・「少子化社会対策大綱」に基づく総合的な少子化対策の推進
- ・地域の実情に応じた少子化対策の推進
- ・女性デジタル人材の育成、女性農業者が能力を発揮しやすい環境の整備

関係人口の創出・拡大

- **地域課題の解決と地方移住の裾野の拡大**につながる、関係人口の創出・拡大を推進。
都市と地域の両方の良さを楽しむ関係人口を増やすため、仲立ちする**民間組織**をモデル的に**支援**。



（公益社団法人 中越防災安全推進機構）



複業による地域企業と
都市部人材のマッチング
（岩手県、一関市、釜石市）



ふるさと納税寄付者を対象とした
東京でのイベント
（土曜町）

（関係人口の例）

- ・ふるさと納税を通じて地域とのつながりを持つ人々。
- ・都会に住んでいながら地方の祭りに毎年参加し、運営にも参画する人。
- ・副業・兼業で週末に地方の企業で働く人々。

魅力ある地方大学の創出

- 昨年末の有識者会議報告書も踏まえ、地方創生に資する魅力的な地方大学の実現に向け、地方国立大学の特例的定員増を含め、**地域のニーズ等に応じた特色ある取組や、ガバナンス改革を促進**。
- 産官学の連携により地域に特色のある研究開発や人材育成等の取組について、地方大学・地域産業創生交付金等により支援し、**「キラリと光る地方大学づくり」を推進・加速**。
- 東京圏の大学等の地方へのサテライトキャンパスの設置の推進や、奨学金返還支援の推進により地方への人の流れを創出。

3. 「デジタル」視点からの具体的な取組

- デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進を通じ、
 - ①地理的・時間的な制約要因に関係なく、いずれの地域でも同様のサービスを提供
 - ②デジタル技術を活用した新たな価値創造の仕組みを構築することで、**地域の課題解決や魅力向上**につなげる。
- このため、情報通信基盤の整備や人材支援、データ活用基盤の整備、各分野におけるDXの推進等に取り組む。



➤ Society5.0の実現に向けたDXの推進

5Gなどの情報通信基盤の早期整備

5G基地局やこれを支える光ファイバなどのICTインフラについて、地方部と都市部の隔たり無く、その整備を加速。課題解決に資するローカル5Gの普及展開を促進。

デジタル分野の人材支援

民間のデジタル専門人材の市町村への派遣等を着実に推進するとともに、地域におけるDXを支える人材を確保・育成。

地域におけるデータ活用を促進するための支援

データを活用した地域課題の解決・改善が実現できるよう、RESAS及びV-RESASの活用を含め、地方公共団体をはじめとした地域による取組を後押しする。

DXの推進による地域課題の解決、地域の魅力向上

スマート農業、GIGAスクール(※)、遠隔医療、など様々な分野において、地域の実情に応じた形でデジタル技術を実装。また、スーパーシティやスマートシティなど、デジタル技術等を活用し、都市が抱える諸課題を分野横断的に解決する取組について、関係省庁が一丸となって支援。

※義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習用PCと高速ネットワーク環境などを整備する構想

4. 「グリーン」視点からの具体的な取組

- 地域資源を有効活用して再生可能エネルギーを導入するなど、脱炭素化の取組を地方において積極的に推進していくことにより、地域経済の活性化や地域課題の解決の実現につなげる、**「地方創生と脱炭素の好循環」の実現**に向けて取り組んでいく。
- このため、人材支援や関連情報の共有・官民協働の取組の推進、地方創生SDGsの推進、デジタル技術の活用、各分野における脱炭素化の取組の推進などに取り組む。

➤ 「地方創生と脱炭素の好循環」に向けたフロー

1. 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入



2. 再生可能エネルギー事業を基盤とするサービス等創出

▶ エネルギーの地産地消



▶ 発電副産物の有効活用

▶ 地域エネルギー企業による 売電収益を地域に還元する住民サービス



3. 地域課題の解決（例）

雇用創出

地方への
人の流れ

稼ぐ地域
づくり

地方創生と脱炭素の好循環

➤ 「地方創生と脱炭素の好循環」の実現に向けた取組

グリーン分野の人材支援

再生可能エネルギーの導入等に豊富な経験を持つ専門人材を派遣。地域における知識やノウハウの定着、人材育成を図り、脱炭素化を地方創生につなげる人材基盤の整備を推進。

関連情報の共有や官民協働の取組の推進

地域における再生可能エネルギーのポテンシャルの発掘・事業開始に資する情報提供システムの充実、活用を推進。また、脱炭素化を地方創生につなげる官民協働による各地の取組を支援。

地方創生SDGs等の推進

地方創生SDGsの重要な要素の一つである、脱炭素の取組を地方においても進めていくべく、地方公共団体の脱炭素化の取り組み姿勢を重視したSDGs未来都市の選定等を推進。また、スマートシティやスーパーシティなどにおいても、脱炭素化の視点を取り込む。

農林水産分野・国土交通分野等における取組の推進

「みどりの食料システム戦略」を踏まえた取組（エネルギーの地産地消など）や、CO2排出の少ない輸送システムの導入、MaaSの実装による公共交通の利便性向上、建築物への木材利用などを推進。

(参考) 地方創生の3つの視点に基づく具体的な取組の全体像

○ヒューマン (地方へのひとの流れの創出、人材支援)	○デジタル (地方創生に資するDXの推進)	○グリーン (地方が牽引する脱炭素社会の実現)
①地方創生テレワークの推進 ーサテライトオフィスの整備・利用促進 ー情報提供・相談体制の強化 等 ②企業の地方移転等の促進 ー地方拠点強化税制等による企業の地方移転 ー政府機関移転の推進 等 ③地域への人材支援の充実 ー地方創生人材支援制度、 ー企業版ふるさと納税(人材派遣型)、 ープロフェッショナル人材事業 等 ④子育て世帯の移住等の更なる推進 ー子育て世代の移住促進 ー地方公共団体の移住支援体制の強化 ー結婚・出産・子育てしやすい環境の整備 ⑤関係人口の更なる創出・拡大 ー仲介する民間団体をモデル事業として支援 ⑥魅力ある地方大学の創出 ー地方の課題やニーズに応じた特色ある取組や 組織改革を促すための具体的方策の検討 ー「キラリと光る地方大学」づくり 等	①5Gなどの情報通信基盤の早期整備 ー5G基地局やこれを支える光ファイバの整備 ーローカル5Gの普及展開の促進 等 ②デジタル分野の人材支援 ーデジタル専門人材の地方公共団体への派遣 等 ③データ活用基盤の整備 ー地方公共団体によるデータ活用基盤の整備・ 公開の取組の促進 ーRESAS、V-RESASの活用事例の収集、横展開 ④DX推進による地域課題の解決、 地域の魅力向上 ースマート農林水産業、GIGAスクール構想、 遠隔医療、自動運転などの取組の促進 ースーパーシティ構想の早期実現	①グリーン分野の人材支援 ー再生可能エネルギーの導入や地域活性化に 豊富な経験を持つ専門人材の地方公共団体 への派遣 等 ②関連情報の共有や官民協働の 取組の推進 ー脱炭素に関連する情報共有の仕組みの充実 ー地域における脱炭素化の計画策定支援等 ー脱炭素事業と新たなビジネス創出や住民 サービスの充実を一体的に進める官民協働の 取組の推進 ③地方創生SDGs等の推進 ー脱炭素の視点を加えたSDGs未来都市の選定等 ④地域社会・経済を支える分野に おける脱炭素化の取組の推進 ー「みどりの食料システム戦略」を踏まえた取組 (農山漁村におけるエネルギーの地産地消など) ー電気自動車等CO2排出の少ない輸送システム の導入、MaaSの実装等による公共交通の 利便性向上 ー非住宅・中高層建築物等における木材利用 等

※上記とあわせ、地方創生臨時交付金等を活用して感染症による影響からの回復を図るための急場の対応を行っているところである。

(参考) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)の概要

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地方創生の今後の方向性】

- ①感染症による意識・行動変容を踏まえた地方へのひと・しごとの流れの創出
- ②各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組の促進

<国の姿勢>

各地域の自主的・主体的な取組を基本としつつ、地域のみでは対応しきれない面を支援

目指すべき将来

将来にわたって
「活力ある地域社会」
の実現

人口減少を和らげる

結婚・出産・子育て
の希望をかなえる

魅力を育み、
ひとが集う

○地方に住みたい希望の
実現

地域の外から稼ぐ力を
高めるとともに、
地域内経済循環を実現する

人口減少に適応した
地域をつくる

「東京圏への一極集中」
の是正

基本目標

主な施策の方向性

横断的な目標

1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

○地域の特性に応じた、生産性が高く、
稼ぐ地域の実現

○地域資源・産業を活かした地域の競争力強化
○専門人材の確保・育成

○安心して働ける環境の実現

○働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

○地方への移住・定着の推進

○地方移住の推進
・地方創生テレワークの推進
○若者の修学・就業による地方への定着の推進
・魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・拡大

○地方とのつながりの構築

○関係人口の創出・拡大
・オンラインによる関係人口など、新たな関係人口の創出・拡大
○地方への資金の流れの創出・拡大
・企業版ふるさと納税(人材派遣型)の創設

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

○結婚・出産・子育ての支援
○仕事と子育ての両立
○地域の実情に応じた取組の推進

4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

○活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

○質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
○地域資源を活かした個性あふれる地域の形成
○安心して暮らすことができるまちづくり

多様な人材の活躍を推進する

- 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
- 誰もが活躍する地域社会の推進

新しい時代の流れを力にする

- 地域におけるSociety 5.0の推進
- スーパーシティ構想の推進など、地域におけるデジタル・トランスフォーメーションの活用による地域課題の解決
- 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり
- 脱炭素社会の実現をはじめとする地方創生SDGsの実現

総務省

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

① 圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

② 高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

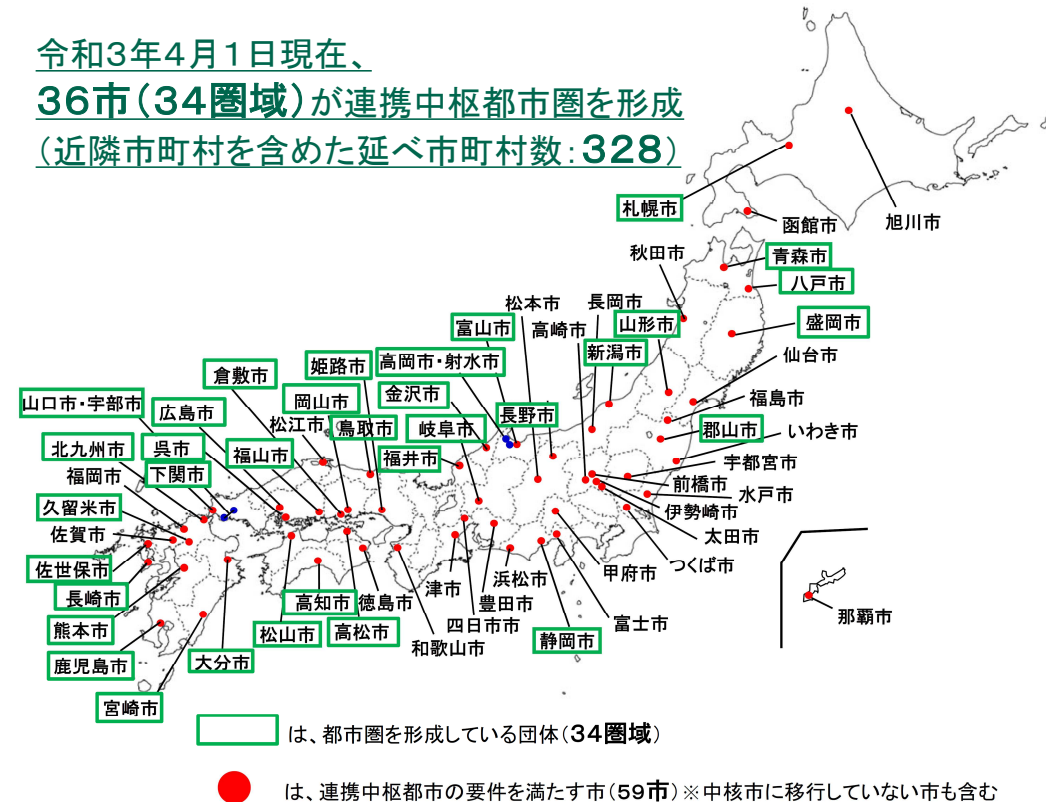
➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定

令和3年4月1日現在、
36市(34圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:328)



【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

文部科学省

公立学校施設に係る財産処分手続の概要

原則

- 国庫補助を受けて整備した建物等について、処分制限期間内に転用等をする場合は、**文部科学大臣の承認（財産処分手続）**が必要。
- 本来、公立学校施設整備のために交付された補助金であるため、補助目的外に転用等をする場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要。（根拠：補助金等適正化法等）

↓ 文部科学省では、以下のとおり国庫補助金相当額の**国庫納付をほとんどの場合に不要にする**など、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っている。

・学校施設を一時的に学校教育以外の用に供する場合 ・廃校施設等の改築を行わない一時的な転用・貸与でありかつ公益に資する用に供する場合	手続不要 (財産処分に 該当しない)
無償による財産処分の場合 ・過去の財産処分に伴い、補助金等の全部に相当する金額の国庫納付が済んでいる場合 ・交付決定事項(当該新增改築事業に際し、国庫補助事業完了後5年以内の大規模改築事業、防災機能強化事業又は太陽光発電等導入事業の取壊し又は改築を行う場合を除く。)	手続不要
・国庫補助事業完了後10年以上経過した建物の無償による財産処分 (転用・貸与・譲渡・取壊し) ・国庫補助事業完了後10年未経過で、市町村合併計画に基づく建物等の無償による財産処分 ・特別支援学校の用に供するための建物等の転用並びに無償による貸与・譲渡、認定こども園に係る幼稚園の財産処分等	報告
国庫補助事業完了後 10年未経過 で、次のいずれかに該当 ・耐震補強事業、大規模改築事業（法令等に適合させるための工事に限る）又は防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震化工事に限る。）を実施した建物等の無償による財産処分 ・大規模改築事業（上記以外）、防災機能強化事業（上記以外）又は太陽光発電等導入事業で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分(国庫補助事業完了後5年以内に取壊し又は改築を行うなど、著しく適正を欠くものは除く。)	承認
地域再生計画の認定を受けた建物等の転用及び無償による貸与	総理認定
有償による財産処分の場合 国庫補助事業完了後10年以上経過した建物の有償による貸与・譲渡で、国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた場合	承認

処分制限期間内

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～令和時代の学校施設のスタンダード～

令和3年度当初予算額 688億円（前年度予算額 695億円）
＜令和2年度第1次補正予算額 57億円、第3次補正予算額 1,305億円＞



- ◆ 学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その安全性・機能性の確保は不可欠。
- ◆ ポストコロナの「新たな日常」の実現に向けて、学校においても感染症対策と児童生徒の健やかな学びの保障を両立していくことが必要。

令和時代の学校施設のスタンダード

1 「新しい生活様式」も踏まえ、健やかに学習・生活できる環境の整備

- 空調設置（教室、給食施設）
- トイレの洋式化・乾式化
- 給食施設のドライシステム化

2 個別最適な学びを実現する施設環境の整備

- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 一人一台端末環境への対応

3 多様な学習活動に対応する施設環境の整備

- 施設の複合化・共有化と有効活用
- オープンスペースや少人数学習に対応するための内部改修

防災・減災、国土強靱化 令和2年度 第3次補正予算

災害・事故等から子供たちの生命を守る

- 子供たちの生命を守り、地域の避難所となる**安全・安心な教育環境の実現**
(体育館の空調設置、防災機能強化等)
- 計画的・効率的な**長寿命化を図る老朽化対策**
(長寿命化改修へのシフト、公的ストックの最適化)

体育館の断熱性を確保し空調を設置
避難所機能としても有効活用

普通教室・特別教室に空調を設置し、
子供たちの安全な教育環境を確保

トイレを洋式化・乾式化し、衛生環境を確保

一人一台端末環境のもと
個別最適な学びの環境を整備

オープンスペースなど自由度の高い空間を整備し、
3密を解消した学習の場として有効活用
対話的・協働的な学習として多様な学習スタイルに対応

ドライシステム化され、空調が整備
された給食施設
災害時にも有効活用（都市ガス、
プロパンガスの2WAY化など）

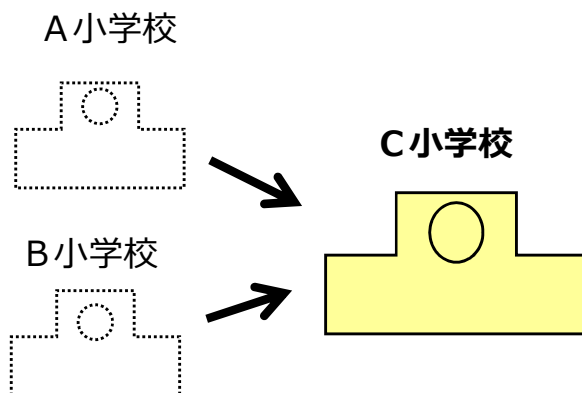
具体的な支援策

- **制度改正**：バリアフリー化工事の補助率引上げ（1/3→1/2）
給食施設の空調設置工事補助対象化＜令和2年度第3次補正予算より措置＞
- **単価改定**：対前年度比 +4.6%
- **実践研究**：「新しい時代の学び」対応型学校の先導的モデルの開発支援
- **好事例の横展開**：先進事例の発掘、表彰制度の創設等

公立学校施設整備の学校統合に係る支援制度

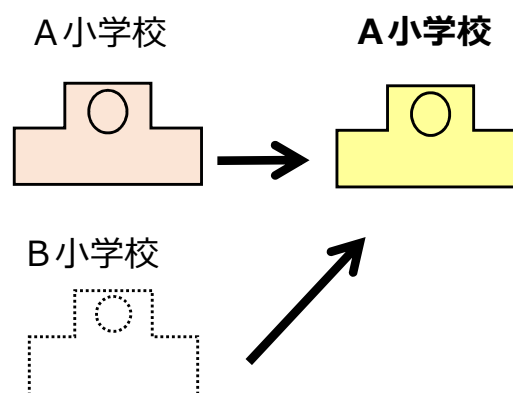
- 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を**適正な規模にするため統合**しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった**校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担**（原則 1 / 2）。
- また、学校統廃合に伴って実施する**既存建物の改修についても、国庫補助**を行っている（原則 1 / 2）。

【パターンA:新しい敷地に統合する場合】



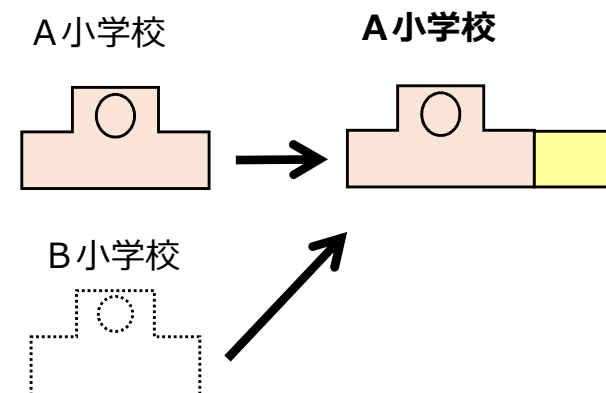
公立学校施設整備費負担金により、原則 1 / 2 の国庫負担。

【パターンB:既存のいずれかの学校を統合に伴い改修する場合】



既存建物を改修して活用する場合、学校施設環境改善交付金により原則 1 / 2 の国庫補助。

【パターンC:既存のいずれかの学校を統合に伴い増築する場合】



公立学校施設整備費負担金により、原則 1 / 2 の国庫負担。

※パターンBとパターンCは併用可能。

※パターンCを行う場合において、既存建物（赤色部分）については、老朽化や耐震力不足の要件を満たせば改築の国庫補助を行うことが可能（原則 1 / 3）。

補足

- ・ 学校数の減少を伴わなければ、統合事業の国庫補助対象とならない。
- ・ 学校建物として使用せず取り壊す建物については、施設整備事業と同時期に解体撤去を実施する場合に限り、当該費用も国庫補助対象としている。
- ・ 新增築や既存施設の改修については、一定の要件を満たした場合、統合年度の3年度前から整備することができる。

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金)

(前年度予算額：4,451,746千円)
令和3年度予算額：4,004,412千円



事業概要

子供のスポーツ機会の場や地域住民がライフステージに応じたスポーツに親しむ場（スポーツ文化拠点）として地域経済にも貢献し、さらに、災害時には避難所として活用される、スポーツ施設の環境整備（耐震化及び空調設備の整備等含む）の促進を図る。

交付対象事業

実施主体：地方公共団体

地域スポーツ施設

- ・スイミングセンター新改築事業
- ・スポーツセンター新改築・改築事業
- ・武道センター新改築事業
- ・屋外スポーツセンター新改築事業
- ・社会体育施設耐震化事業
- 【耐震化率】構造体：83.1% 非構造部材：13.3% (H31.3)
- ・社会体育施設空調整備事業 ※新規事業
- ・ラグビー競技が実施できるスポーツ施設の整備
- ※ラグビーワールドカップに伴う特例事業

学校体育諸施設

- ・水泳プール新改築事業
- ・水泳プール上屋新改築事業
- ・水泳プール耐震補強事業
- ・中学校武道場新改築事業

算定割合

1/3補助 ※災害対応の浄水型プール等は1/2

期待される効果

- 子供のスポーツ機会の充実を通じた運動習慣の確立と体力の向上
- ライフステージに応じてスポーツに身近に親しむことができる交流の場（スポーツ文化拠点）を創出し、地域経済に貢献
- 健常者と障害者がともに気軽にスポーツに親しめるよう配慮された施設整備の促進
- 施設の耐震化による安全・安心なスポーツ環境整備の推進
- 緊急災害時には、被災者の避難場所や、防災拠点施設として活用



◆整備イメージ図：地域スポーツセンター・武道センター新改築事業、社会体育施設耐震化事業等

農林水産省

農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

【令和3年度予算額 9,805（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組や都市農地の貸借による次世代の担い手づくりの取組に加え、農地の周辺環境対策、災害時の避難地としての活用を支援します。

<事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積（255ha〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業が有する多様な機能を活用した取組を支援するための都市農業等のアドバイザーの派遣、都市農業を持続的に経営していくための税制度・相続等の講習会の開催、都市住民をはじめとする国民の都市農業に対する理解醸成や農業・農山漁村への関心を喚起するための効果的な情報発信等の取組等、都市農業の機能発揮のための全国に向けた取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 通常型

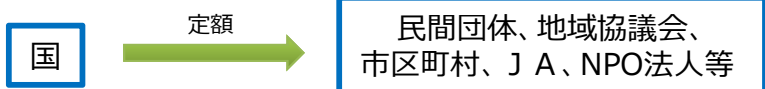
- ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の機能についての理解醸成、市民農園、体験農園の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組
- イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェ等の開催による交流促進のための取組
- ウ 都市農業の多様な機能の一つである防災機能の維持・強化等の取組等を支援します。

② 都市農業インキュベーション型

上記①のうち、特に、都市農地貸借法を活用した次世代の担い手づくりの先進的な取組を優先的に支援します。

<事業の流れ>

※下線部は拡充事項



都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



都市農地に関する税制度や相続に関する講習会の開催



都市農業に対する都市住民の理解醸成や農業・農山漁村への関心を喚起するための情報発信



都市農業共生推進等地域支援

●通常型

都市住民と共生する農業経営への支援策の検討



都市住民の農作業体験

都市住民との交流促進



都市部でのマルシェ等の開催

体験農園の附帯施設、都市農地の周辺環境対策



都市の農業体験農園

防災機能の維持・強化



防災訓練や防災兼用井戸の整備

●都市農業インキュベーション型

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく都市農地の貸借による次世代の担い手の育成や経営拡大に向けた取組に対し、加点措置による優先採択を実施



【お問い合わせ先】

農村振興局都市農村交流課（03-3502-5948）

經濟產業省

中小企業庁 商業課
03-3501-1929
中心市街地活性化室
03-3501-3754

事業の内容

- 中小小売・サービス業者（中小商業者等）は、商店街等として集積することで、商業機能の提供やコミュニティの中心となるなど、地域の持続的発展に欠くことのできない重要な存在です。
- 近年の人口減少や電子商取引の台頭など、地域経済の構造変化により、商店街等の商業機能としての位置づけも変化しています。少子高齢化、働き方の変化等の中、商店街等は地域における雇用や生活関連サービスなど生活に不可欠な機能の維持・確保を担う主体としての期待が高まっています。
- また、ウィズコロナ・ポストコロナへの対応として地方移住、リモートワーク等の多様な働き方の普及などが進展しており、地域においても「新たな日常」への変化を取り込むことが必要です。
- このため、中小商業者等が、地方公共団体と一体となって、新たな需要の創出につながる魅力的な機能の誘致等を行う実証事業について、財政、人材育成、ノウハウ提供等の面から支援を行います。
- これにより、複数の中小商業者等が地域の新たなニーズに対応しようとする取組を後押しし、地域の持続的発展を促進します。

The diagram illustrates the flow of subsidies from the National Government to local governments and private businesses. It is organized into three main columns representing different levels of the administrative hierarchy.

- Column 1 (Left): National Government (国)**
 - ソフト (Soft):** (1) 補助 (補助対象経費の2/3以内) - (1) Subsidy (within 2/3 of eligible costs)
 - ハード (Hard):** (1) 補助 (補助対象経費の1/2以内) - (1) Subsidy (within 1/2 of eligible costs)
- Column 2 (Middle): Local Governments (都道府県・市町村 ※1)**
 - (2) 委託 - (2) Entrusted
- Column 3 (Right): Private Businesses (中小小売・サービス業のグループ等 ※2, 民間事業者等)**
 - ソフト (Soft):** (1) 補助 (補助対象経費の5/6以内) - (1) Subsidy (within 5/6 of eligible costs)
 - ハード (Hard):** (1) 補助 (補助対象経費の3/4以内) - (1) Subsidy (within 3/4 of eligible costs)

Arrows indicate the flow of subsidies from the National Government to Local Governments, and from Local Governments to Private Businesses.

※ 1. 国⇒市町村⇒事業者、国⇒都道府県⇒事業者、国⇒都道府県⇒市町村⇒事業者
 ※ 2. まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など
 ※ 3. 地域の実情に応じた事業とするため各経済産業局の管内でソフト・ハード事業各 1 件を想定

中小事業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。

中小事業者等のグループが、空き店舗等を活用した創業支援などにより、最適なテナントミックスに向けた来街者の消費動向等の調査分析を行うモデル事業を補助します。※国庫補助上限額4,000千円

中小事業者等のグループが、商店街等を取り巻く環境や現況を調査・分析した上で、商店街等にはない新たな機能の導入に係る空き店舗の改修等を行い、その効果を分析するモデル事業を補助します。※国庫補助上限額40,000千円

【商店街等に新たな需要を創出する施設等を導入した事例（油津商店街：宮崎県日南市）】



創業拠点



多目的利用スペース



働く場の誘致

・最適なテナントミックスの実現に向け、先行事例の調査・効果分析を行い、ガイドラインや優良事例集等を作成します。全国における取組の促進に向けた普及啓発に活用するとともに外部の専門人材を活用したワークショップ等の実施により地域の取組の担い手となる人材の育成を図ります。

環境省

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、（３）地域の脱炭素交通モデル構築支援事業



【令和３年度予算額 ８,０００百万円の内数（８,０００百万円の内数）】
【令和２年度3次補正予算額 ４,０００百万円の内数】

地域の脱炭素交通モデルの構築を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

1. 事業目的

- 自動車CASE等を活用した地域の脱炭素交通モデル構築を通じて、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現のトリガーとなる先導的モデルを構築し、ひいては地域循環共生圏の構築を図ります。
- グリーンスローモビリティやLRT・BRTの導入、鉄道事業等の省CO₂化を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

2. 事業内容

①自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業（補助：補助率 計画策定3/4,設備等導入1/2）

- 新たなライフスタイルに合わせた、電動モビリティのシェアリングサービスを活用した脱炭素型地域交通モデル構築に必要な設備等の導入支援を行う。

②グリーンスローモビリティの導入実証・促進事業（委託／補助：補助率 車両等導入1/2）

- CNF、IoT技術等の先進技術を活用したグリーンスローモビリティの導入方法の実証及び、グリーンスローモビリティの導入支援を行う。

③交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業（補助）

- マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、CO₂排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。（補助率1/2）
- 鉄道事業等における省CO₂化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・機器の導入を支援する。（補助率 車両新造・改修（中小・公営・準大手等1/2）、回生電力（中小1/2,公営・準大手・JR(本州3社以外）等1/3,大手・JR本州3社1/4））

*①においてEVを購入により導入する場合については、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWhを補助する。（上限あり）

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業（3/4,1/2,1/3,1/4※一部上限あり）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和５年度

4. 事業イメージ



電動モビリティ×デジタル技術

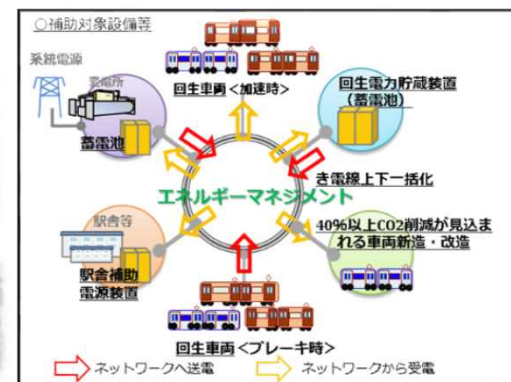


グリーンスローモビリティ（※）

※電動で時速20km未満で公道を走る4人乗り以上のモビリティ



LRT・BRT



鉄道事業等の省CO₂化

【令和3年度予算 1,200百万円（新規）】

【令和2年度3次補正予算 2,500百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症による地域経済のダメージや気候変動に伴う災害の激甚化を踏まえ、地域経済の活性化・新しい再エネビジネス等の創出・分散型社会の構築・災害時のエネルギー供給の確保につながる地域再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定や合意形成に関する戦略策定の支援を行うとともに、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援や持続性向上のための地域人材育成の支援を行う。

2. 事業内容

地域に根ざした地域再エネ事業を推進するには、地方公共団体が地域関係者と連携して、地域に合った再エネ設備の導入計画、地域住民との合意形成、生産した再エネ消費先確保・再投資、持続的な地域再エネ事業の経営に関する課題を解決する必要があるため以下の事業を実施する。

（1）地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援

②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

（2）官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき再エネ導入促進エリア等において地域再エネ事業を実施・運営するための官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から体制構築（地域新電力等の設立、自治体関与）までを支援

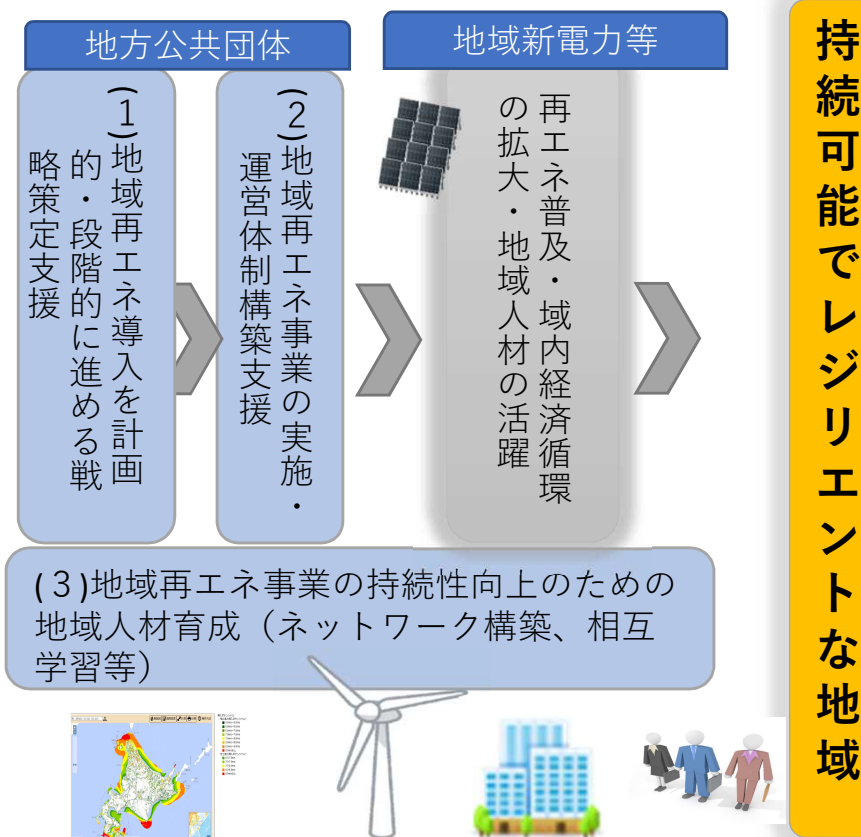
（3）地域再エネ事業の持続性向上のための地域人材育成（ネットワーク構築、相互学習等）

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行う

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)間接補助(定率、定額), (2)間接補助（定率）, (3)委託事業
- 補助対象 (1), (2)地方公共団体, (3)民間事業者・民間団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ



1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体における2050年までの二酸化炭素削減目標を見据えて地域への再エネ導入のプランを明確にすることに加えて、再エネ導入を促すエリアの設定に係る合意形成等を支援することで、地域再エネの最大限の導入を図る。

2. 事業内容

① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標の策定支援

中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する

② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

地域が主導し、地域が裨益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。

<補助率について>

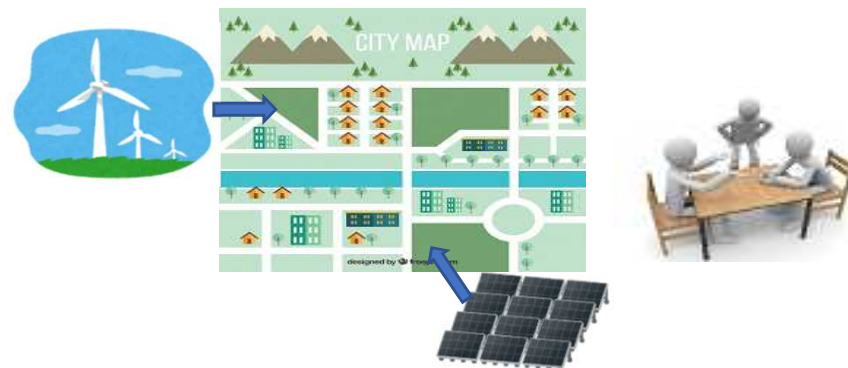
◆小規模自治体：定額（①上限1,000万円、②上限3,500万円）

◆都道府県・指定都市・中核市・特例市：定率3/4

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助（定率3/4、定額）
- 補助対象 地方公共団体
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ



2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域の内発的な再エネ導入事業を持続的に行うための実施・運営体制の構築を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体、地域金融機関、地元企業、市民等の地域のステークホルダーが参画・関与して、地域雇用による内発的な再エネ開発により、「地域の稼ぎ」を生み出し、さらにその稼ぎを再エネに再投資する持続的な事業実施・運営するための体制構築（事業スキーム、事業性等に係る検討、事業体（地域新電力等）の設立及び専門人材確保を含む。）を支援する。

2. 事業内容

地域再エネの地産地消とそこで得られた収益を地域再エネ電源の開発等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の改善に資する事業実施・運営体制を構築するため、以下の業務について支援を行う。

- ・事業スキーム検討（例：再エネ調達方法（自社開発、地域内企業との協定締結による調達など）、地域内での需要確保、収益の地域還元方法）
- ・事業性検討（例：事業の採算性評価、出資主体間の合意）
- ・事業体（地域新電力等）設立（例：需給管理、顧客管理体制の構築）
- ・専門人材確保（例：事業運営に必要な人材の専門分野の特定、雇用確保）

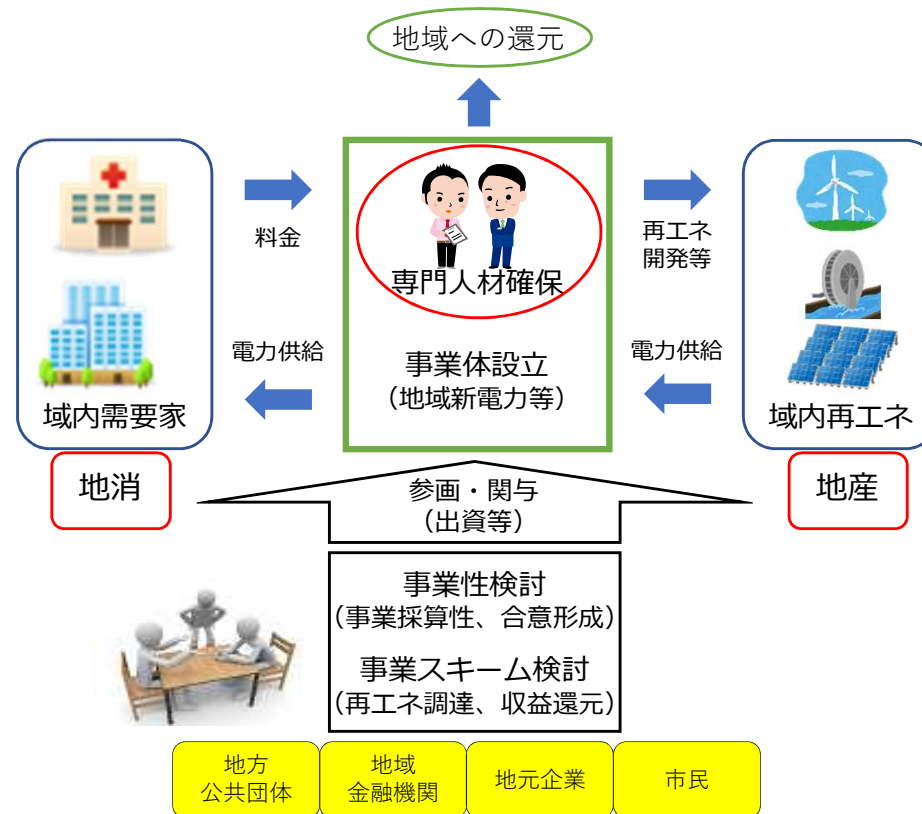
<補助率について> 事業の実施の結果として構築される実施・運営体制に対して以下の出資比率により算出

- ◆地方公共団体若しくは地域金融機関又はこれらの両方が出資し、かつ、当該地方公共団体、地元企業（地域金融機関を含む。）・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合は2／3
- ◆地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合並びに地方公共団体が出資する場合1／2
- ◆上記以外の場合1／3

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助（定率2／3、1／2、1／3）
- 補助対象 地方公共団体
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ



3) 地域再エネ事業の持続性向上のための地域人材育成（ネットワーク構築、相互学習等）

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行います。

1. 事業目的

- ・地域への再エネ導入の主体となる地域新電力等が事業の実施に必要な地域中核人材等に対し、他地域の中核人材とのネットワーク構築や相互学習をサポートすることで、効果的な人材育成の広域的展開を図る
- ・地域再エネ導入目標、ゾーニング等の合意形成、地域再エネ事業の実施・運営体制構築に係る事例をガイド等として取りまとめ、他地域での展開を図る。

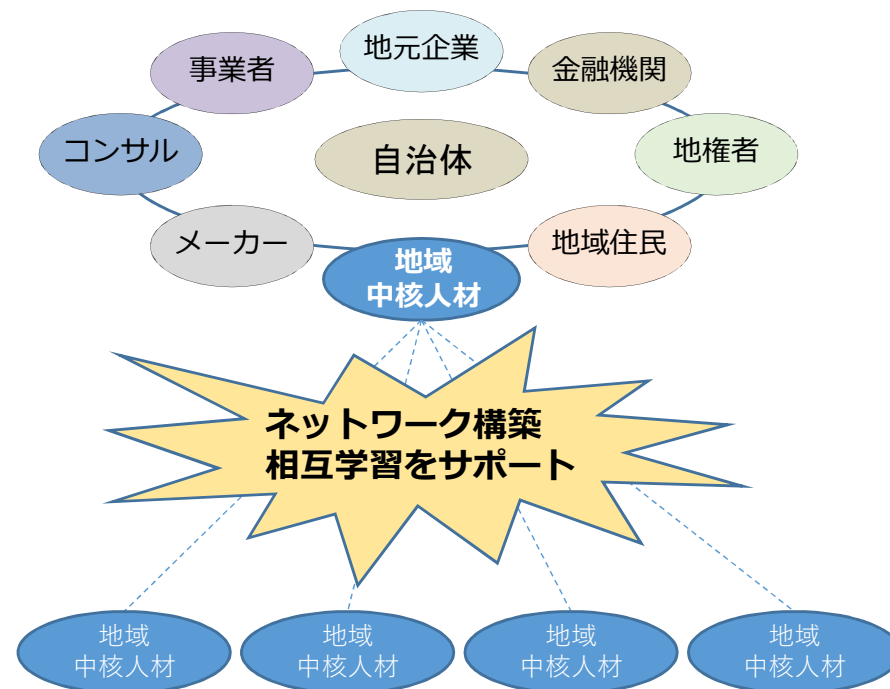
2. 事業内容

- ・地域再エネ事業の持続的な実施に必要な地域中核人材等に対し、他地域の中核人材とのネットワーク構築や相互学習をサポートする。
（例：実際の再エネ電源開発の合意形成等に係るノウハウの継承・蓄積、需給予測、VPPなどAI・IT技術を応用した事業性強化のための研修の実施、同じ地域課題を抱える地域人材のネットワーク構築・相互学習）
- ・地域再エネ導入目標、ゾーニング等の合意形成、地域再エネ事業の実施・運営体制構築に係る事例をガイド等として取りまとめ、他地域での展開を図る。

3. 事業スキーム

■事業形態	委託
■補助対象	民間事業者、団体等
■実施期間	令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ



目指す人材像＝**地域に根ざした再生可能エネルギー事業の組成・運用支援**

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和3年度予算額 5,000百万円（新規）】

【令和2年度3次補正予算額 5,500百万円】



感染症対策を推進しつつ災害・停電時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

昨今の災害リスクの増大に伴い、災害・停電時の避難施設等へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備し、併せて避難施設等への高機能換気設備の導入の推進や感染症対策を踏まえた地域の防災体制構築を推進することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と脱炭素化を同時実現する地域づくりを推進する。

2. 事業内容

地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、及びコジェネレーションシステム（CGS）並びにそれらの附帯設備（蓄電池、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）等を導入する費用の一部を補助（※1）。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル（例：エネルギーサービス、リース・ESCO等）により導入する等の場合に優先採択。

※1 補助率は、都道府県・政令市・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
（注）共同申請する民間事業者も同様。

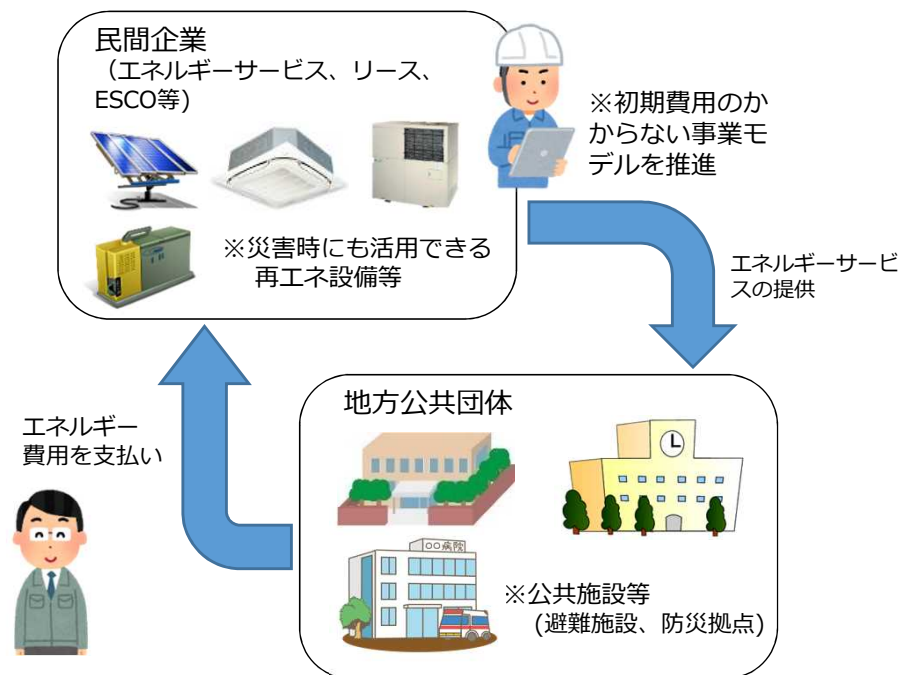
※2 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来の車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。

②①の再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象



国土交通省(総合政策局)

独占禁止法特例法について

目的

この法律は、人口の減少等により乗合バス事業者及び地域銀行（「特定地域基盤企業」と総称）が持続的にサービスを提供することが困難な状況にある一方で、当該サービスが国民生活及び経済活動の基盤となるものであって、他の事業者による代替が困難な状況にあることに鑑み、合併その他の行為について独禁法の特例を定め、特定地域基盤企業の経営力の強化、生産性の向上等を通じて、将来にわたってサービスの提供の維持を図ることにより、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上を図り、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

構成

1. 総則 - 法律の目的（上記）、定義（乗合バス事業者（地域一般乗合旅客自動車運送事業者）・地域銀行等）

2. 合併等の認可等

- 主務大臣の認可を受けて行う特定地域基盤企業（乗合バス・地域銀行）・親会社の合併等には独禁法を適用しない
- 申請者による基盤的サービス維持計画の提出、主務大臣の認可基準、公取委との協議
- 主務大臣による事後的な適合命令（公取委からの措置請求が可能）

3. 共同経営（カルテル）の認可等

- 国土交通大臣の認可を受けて行う乗合バス等の共同経営には独禁法を適用しない
- 申請者による共同経営計画の提出、法定協議会への意見聴取、国土交通大臣の認可基準、公取委との協議
- 国土交通大臣による事後的な適合命令（公取委からの措置請求が可能）

4. 雑則・罰則 - 主務大臣（乗合バス→国土交通大臣、地域銀行→内閣総理大臣）、適合命令違反への罰則等

5. 附則 - 10年以内に本法を廃止するものとする旨等

施行日

令和2年11月27日（公布後6月施行）

特例法における共同経営(カルテル)の適用除外スキーム

適用除外の対象になる共同経営によるサービス内容

- ① ネットワーク内の路線・運行系統について、利用者が一定の条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる運賃・料金の設定
 - － **定額制乗り放題** 等

- ② ネットワーク内の路線・運行系統の共同・分担運行
 - － **「ハブ・アンド・スポーク型」のネットワーク再編** 等

- ③ ネットワーク内の路線・運行系統の運行回数・運行時刻の設定
 - － **等間隔運行、パターンダイヤ** 等

⇒ これらを内容とする**共同経営の協定の締結**には**独禁法を適用除外**。これにより、**運賃プール**等の必要な行為が可能に。

※ その他①～③と類似の行為

1. 事業者による申請・共同経営計画の提出

- **共同経営の認可を受けようとする乗合バス事業者等**（乗合バス事業者又は公共交通事業者）は、あらかじめ**法定協議会**（※）**への意見聴取を経たうえで、共同経営計画を国土交通大臣に提出。**

※地域公共交通活性化再生法の法定協議会

記載事項： ①申請者に関する事項、②対象の区域（**計画区域**）・路線等、③共同経営の内容、④**運賃プール**に関する事項、
⑤共同経営の**目標（収益性・人員数・車両数等の改善目標、サービス維持の目標）**、⑥実施期間、⑦その他必要な事項

2. 国土交通大臣による共同経営の認可（※）

※ 認可に際し、国土交通大臣は**公取委に協議しなければならない。**

- ① 計画区域内に、基盤的サービスに係る路線であって、**収支が不均衡な状況にある路線**が存すること。

- ② 共同経営により、基盤的サービスに係る**事業の改善が見込まれるとともに、その改善に応じ、計画区域内において基盤的サービスの提供の維持が図られること。**

- ③ **地域公共交通活性化再生法の基本方針に照らして適切**なものであること。

- ④ **利用者に対して不当な不利益を生ずるおそれがあると認められないこと。** 等

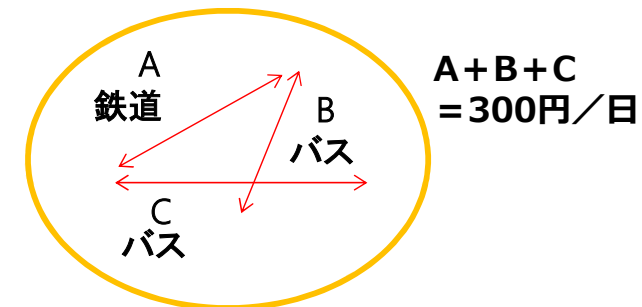
サービス維持・利用者利便の増進を確保

3. 事後の監督

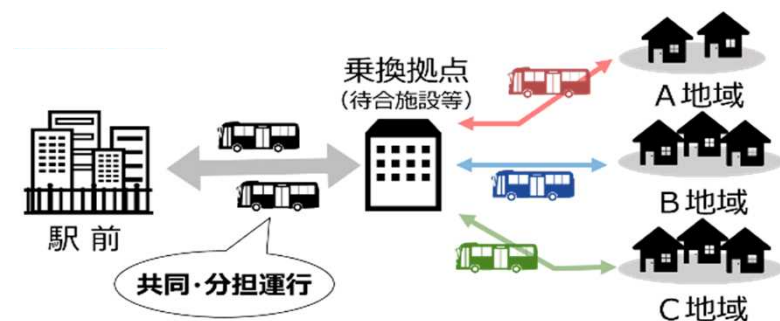
- 国土交通大臣は、認可基準（①を除く。）に適合するものでなくなったと認めるときは、**適合命令。**

- ① ネットワーク内の路線・運行系統について、利用者が一定の条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる運賃・料金の設定

－ 定額制乗り放題 等

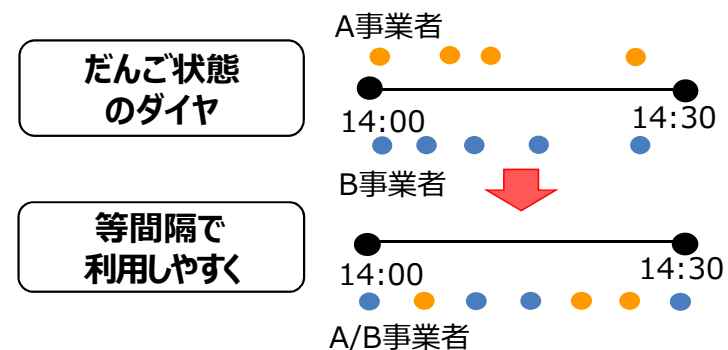


- ② ネットワーク内の路線・運行系統の共同・分担運行
- － 「ハブ・アンド・スポーク型」のネットワーク再編 等



- ③ ネットワーク内の路線・運行系統の運行回数・運行時刻の設定

－ 等間隔運行、パターンダイヤ 等



独占禁止法特例法による認可を受け、熊本市内の複数事業者が重複してバス路線を運行している区間を含む4方面のバス路線を対象として、サービス水準を維持しつつ、運行主体や運行便数などを見直すことで運行の効率化を図るとともに、ダイヤの調整による待ち時間の平準化を図る共同経営を実現。

取組の概要

- ①旧 3 号線方面の最適化〈植木・山鹿方面〉
重複路線の見直し、待ち時間の平準化、系統移譲に伴う定期券の継続措置、熊本駅方面の路線延伸（余剰の充当）
- ②川尻市道方面の最適化〈川尻・松橋方面〉
重複路線の見直し、待ち時間の平準化
- ③産業道路・国体道路方面の最適化〈長嶺方面〉
重複路線の見直し、待ち時間の平準化、系統移譲に伴う定期券の継続措置
- ④旧 5 7 号線方面の最適化〈楠・大津方面〉
重複路線の見直し、待ち時間の平準化、2社共通の乗継割引、熊本駅方面、武蔵ヶ丘・光の森方面の路線延伸（余剰の充当）

取組の主体

九州産交バス、産交バス、熊本電気鉄道、熊本バス、熊本都市バス

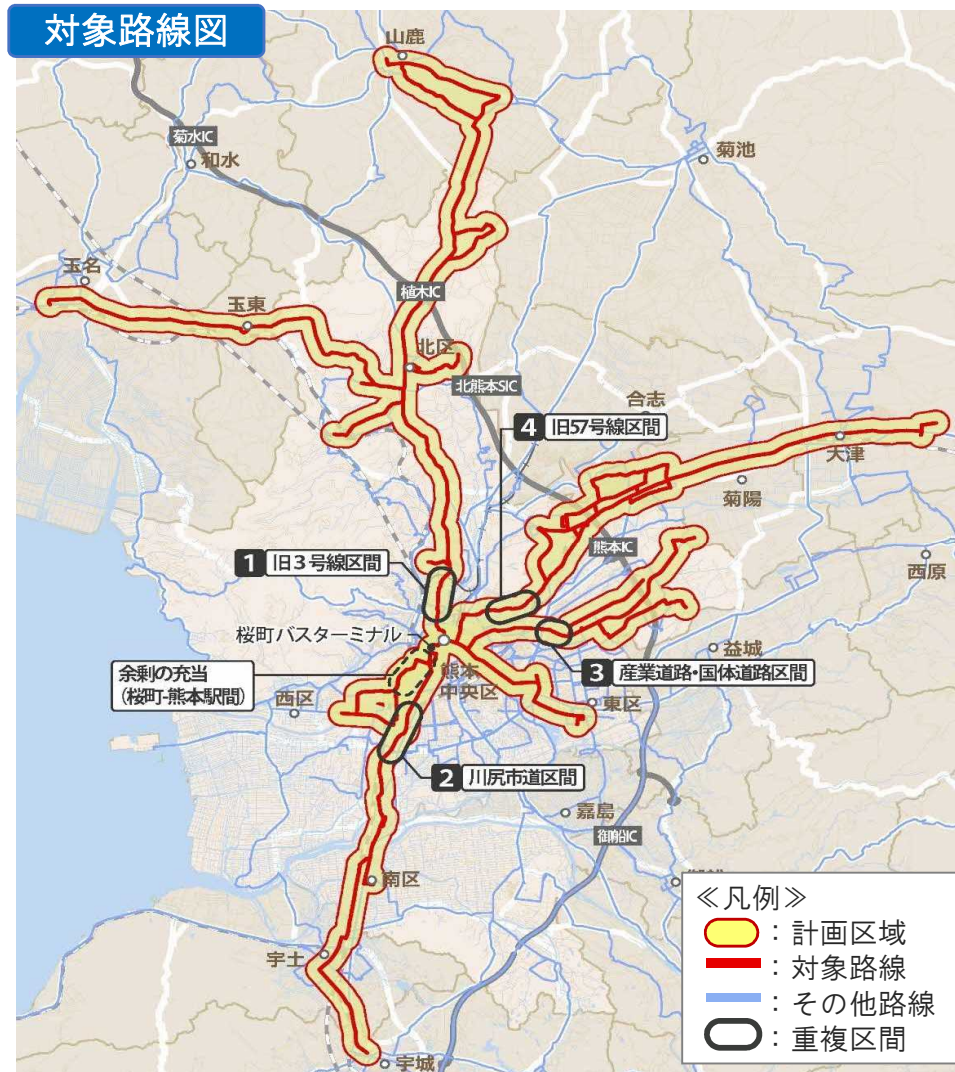
取組の期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

取組の目標

- ①収益性・効率性の向上
重複区間の効率化等により、収益性は約31百万円/年の改善、サービス維持に必要な人員5.6人/日・車両4.7台/日の軽減
- ②サービス提供維持の目標
利用者利便の水準を維持しつつ、対象55系統のサービス維持

対象路線図



令和3年度当初予算: 1億円／令和2年度第3次補正予算: 305億円の内数

混雑を回避した移動や、パーソナルな移動など、with/afterコロナにおける新たなニーズにも対応したMaaSを推進するため、公共性の高い取組への支援の他、MaaSの実現に必要な基盤整備や、法改正で新設された計画認定・協議会制度の活用等について支援等を行う。



新たなニーズに対応した取組の推進

実証実験の成果や、新たなニーズ・課題への対応

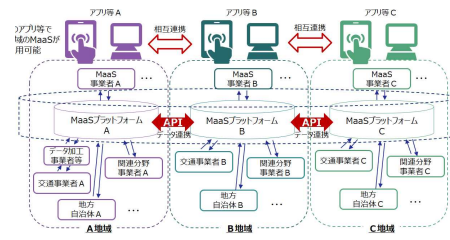
- ✓ 混雑を分散させる取組
⇒混雑情報提供システムの導入
- ✓ 接触を避ける取組
⇒キャッシュレス決済の導入（タッチ決済、QRコード、顔認証等）
- ✓ パーソナルな移動環境の充実のための取組
⇒AIオンデマンド交通やシェアサイクル、電動キックボード等の導入



MaaSの円滑な普及に向けた基盤づくり

MaaSの円滑な普及への基盤となる施策への支援

- ✓ 交通事業者におけるデータ化のためのシステム整備支援（GTFS対応）
- ✓ 新モビリティサービス事業計画の策定支援（計画策定のための調査や達成状況等の評価費用）



国土交通省(住宅局)

住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）の概要

令和3年度予算額: 45.0億円(0.94倍)、
交付金の内数

良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地を再生し、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、**住宅市街地総合整備事業(住宅団地ストック活用型)**により、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備及び若年世帯の住替えを促進するリフォーム等について支援を行う。

対象住宅団地の要件

- ✓ 5ha以上（面積要件なし）※
- ✓ 入居開始から概ね30年以上経過（20年以上経過）※
- ✓ 高齢化率が著しく高い（高齢化率要件なし）※
- ✓ 住宅戸数100戸以上
- ✓ 公共用地率が概ね15%以上
- ✓ 都市機能誘導区域又は居住誘導区域内等

ソフト事業に対する支援

整備計画策定、協議会活動等

地方公共団体・公的主体・民間事業者等で構成される協議会の計画策定や活動を支援

国費率1/3（1/2）※



ハード事業に対する支援

高齢者支援施設・子育て支援施設・コワーキングスペース等の整備

共同住宅等の既存ストックの改修による高齢者支援施設、子育て支援施設、**コワーキングスペース**、生活サービス拠点となる施設や住替支援施設（生活支援施設）の整備を支援〔国費率1/3〕



地区公共施設等の整備

公共空間のバリアフリー化や既存公共施設・コミュニティ施設等の改修による整備、公園・緑地・広場等の整備を支援〔国費率1/3〕



循環利用住宅の整備

既存住宅のインスペクションや一定の要件で性能向上リフォーム工事を支援〔国費率1/3〕



（かっこ）※は、改正地域再生法に基づく地域住宅団地再生事業を実施する区域に限る

赤字は令和2年度第3次補正予算拡充事項

※下線部はR2補正予算による改正箇所

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等に対し、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。

【対象事業】

- ・市街地再開発事業
- ・優良建築物等整備事業
- ・地域優良賃貸住宅整備事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・防災街区整備事業
- ・都市再生整備計画事業の交付対象事業
- ・地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業
- ・認定集約都市開発事業

※その他、住宅部分については地域要件等あり

【事業概要】

＜必須要件＞

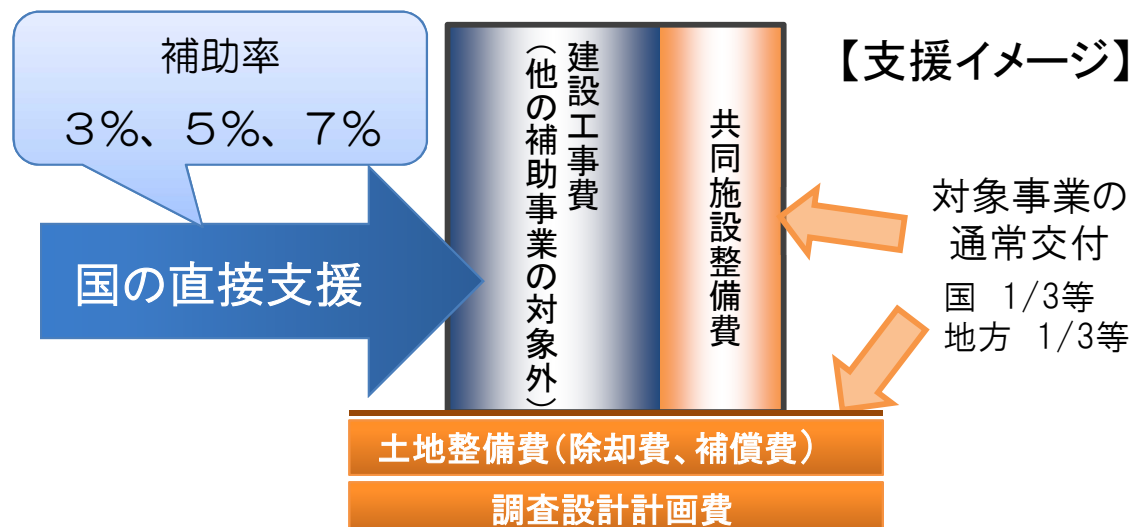
- ・高齢者等配慮対策（バリアフリー化）
- ・子育て対策（バリアフリー化、防犯性）
- ・防災対策（帰宅困難者支援〔都市部〕、構造安全性）
- ・省エネルギー対策（省エネルギー誘導基準への適合）
- ・環境対策（リサイクル性への配慮、劣化対策）



＜選択要件＞

- ・防災対策（帰宅困難者支援〔地方部〕、延焼遮断、津波に対する構造安全性、雨水対策）
- ・環境対策（ライフサイクルコスト、都市緑化、木材利用）
- ・子育て対策（遮音性向上、居住環境、共働き世帯支援）
- ・生産性向上（BIMの導入）
- ・働き方対策（テレワーク拠点の整備）

【支援イメージ】



【適用期限】

令和7年3月31日まで
（令和9年3月31日において完了しないものにあつては、同日後実施される事業の部分を除く。）

【補助金額】

補助対象事業の建設工事費（他の国庫補助に係る補助対象事業費を除く）に対し、要件の充足数に応じて、以下の割合を乗じて得た額の範囲内とする。

必須要件	のみ	・・・	3%
必須要件	＋ 選択要件の1項目	・・・	5%
必須要件	＋ 選択要件の2項目	・・・	7%

空家特措法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行う(社会資本整備総合交付金とは別枠で措置)

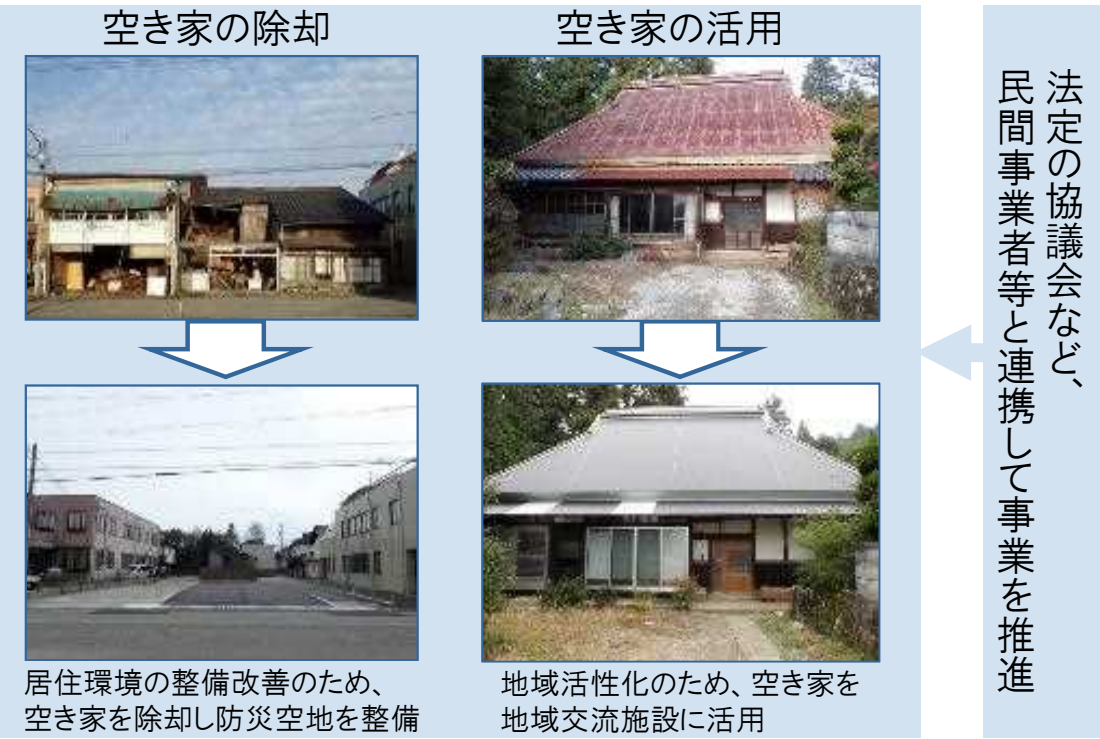
事業内容

空家等対策計画に基づき実施する以下の事業

- ・空き家の除却
例:特定空家等の除却
ポケットパークとして跡地を利用する空き家を解体

R3拡充事項
特定空家等に至る前段階において、将来的に特定空家等になる蓋然性が高い未接道、狭小敷地等の空き家の除却等への支援を強化

- ・空き家の活用
例:空き家を地域活性化のための地域交流施設に活用
- ・空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握
- ・空き家の所有者の特定
例:所有者の特定のための交通費、通信費、委託費等
- ・関連する事業等
例:周辺建物の外観整備、残置動産の撤去費等



法定の協議会など、
民間事業者等と連携して事業を推進

補助対象

- 以下の①、②を満たす市区町村
- ①空家等対策計画を策定
 - ②空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある
- など

補助率

	所有者が実施			地方公共団体が実施	
除却	国	地方公共団体	所有者	国	地方公共団体
	2/5	2/5	1/5	2/5	3/5
活用	国	地方公共団体	所有者	国	地方公共団体
	1/3	1/3	1/3	1/2	1/2

事業期間

平成28年度～令和2年度

R3延長
事業期間を5年間延長
令和3年度～令和7年度

※社会資本整備総合交付金等でも同様の支援が可能 44

国土交通省(都市局)

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

<予算関連法律>

【公布:R3.5.10 / 施行:公布の日から3ヶ月又は6ヶ月以内に政令で定める日】

背景・必要性

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化

○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)

▶ 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法**」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化

【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に会し**、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)

- 利水ダムの事前放流の拡大**を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の創設(※予算・税制)
- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 貯留機能保全区域を創設**し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 都市部の緑地を保全**し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 (※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 浸水被害防止区域を創設**し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連)
- 災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化(※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応した**ハザードマップの作成**を**中小河川等まで拡大**し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去、準用河川**を追加



流域治水のイメージ

【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数:2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

防災・減災を主流化したまちづくりの推進

- 頻発・激甚化する自然災害へ対応するため、防災・減災を主流化したまちづくりを推進

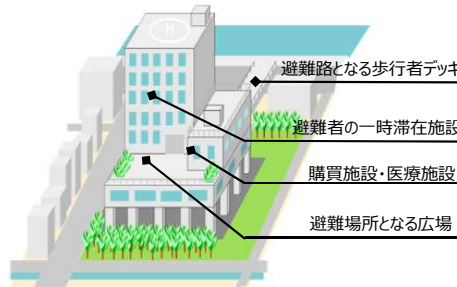
流域治水関連法（※）都市関係改正内容（令和3年5月10日公布）

（※）特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律

◆市街地の安全性の強化

【災害時の避難先となる拠点の整備】

水災害等の発生時に
住民などの避難・滞在の拠点となる施設
（ホール、スーパー、病院等）を
都市計画に位置付け、
一体の施設として計画的に整備【都市計画法】



歩行者デッキで高層階や堤防と連結し、移動経路を確保



浸水時の避難者の一時滞在場所を確保



屋上の広場は浸水時に一時避難場所として活用

【地区単位の浸水対策の推進】

- 1 敷地の嵩上げや住宅の居室の高床化を地区単位でルール化することを可能に
- 2 防災の観点から必要な避難施設・避難路や雨水貯留浸透施設を地区計画に位置付けることで、その整備を担保【都市計画法】



高床化



避難施設



雨水貯留浸透施設

◆危険なエリアからの移転の促進

（防災集団移転促進事業の拡充）

- 1 移転の対象となるエリア（移転促進区域）の要件を拡充

【現行の移転促進区域】

災害が発生した地域
災害危険区域

【追加する移転促進区域】

浸水被害防止区域
地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害特別警戒区域



- 2 事業の担い手を都道府県・URに拡充
- 3 事業による住宅団地の整備に併せて移転する要配慮者施設の土地について、その整備費を支援対象に追加。

【防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律】

◆グリーンインフラの活用【都市部の緑地の保全】

特別緑地保全地区の指定の対象となる緑地として雨水貯留浸透能力の高い緑地を追加



今回新たに特別緑地保全地区として追加する雨水貯留浸透能力の高い緑地のイメージ

【都市緑地法】

立地適正化計画に基づく安全確保の取組への支援

○ 立地適正化計画に基づく安全確保の取組について、体制・ノウハウ面、財政面で総合的な支援を実施

体制・ノウハウの支援

防災タスクフォースの設置

防災指針の作成や防災指針に位置付けた施策の推進等を支援するため、防災に関与する部局により**防災タスクフォース**を設置し、市町村に対する**省庁横断・ワンストップの相談体制**を構築。

※構成員：内閣府（防災）、消防庁、国土交通省（水管理・国土保全局、道路局、住宅局、都市局）

防災コンパクト先行モデル都市の形成・横展開

- ・早期の防災指針の作成を目指す「**防災コンパクト先行モデル都市**」（17都市）を選定
- ・国による**直接的なコンサルティング**により、モデル都市での防災指針の検討を支援し、その**取組状況を全国の自治体に横展開**

財政支援

各種予算措置により、都市の安全確保の取組（ハード・ソフト）を支援

ハード対策



避難場所の整備



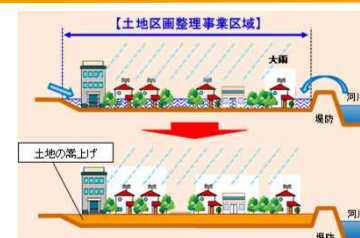
避難路の整備



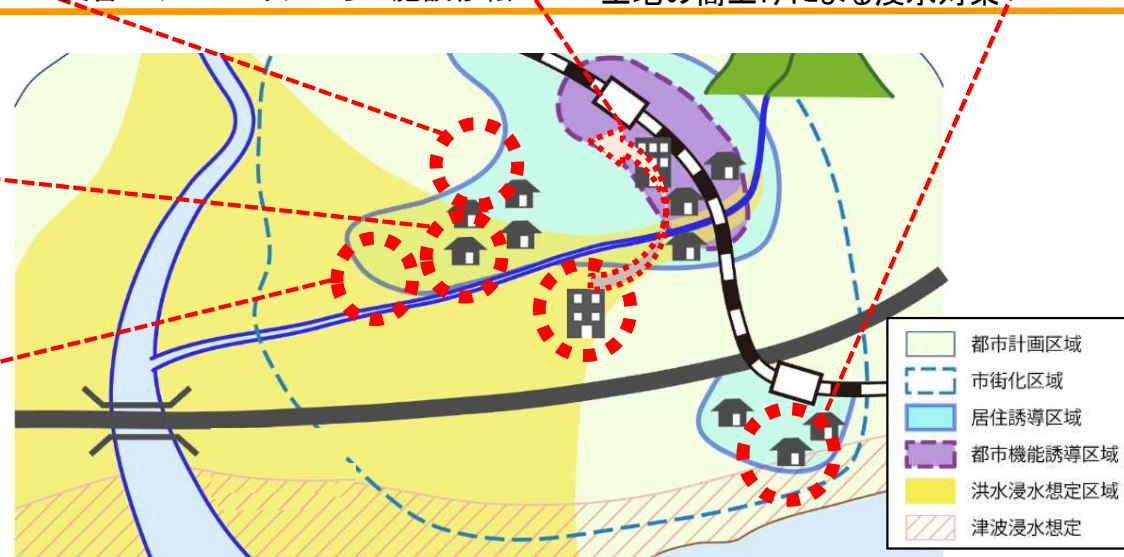
避難タワーの整備



災害ハザードエリアからの施設移転



土地の嵩上げによる浸水対策



ソフト対策



防災ワークショップの開催



危険箇所の啓発活動



防災マップの作成

「防災指針」を軸とした防災・減災まちづくりへの財政支援(都市局所管関係)

立地適正化計画に新たに定める「**防災指針**」に基づき、災害ハザードエリアからの移転や居住エリアの安全性の強化、避難場所の確保など都市の**防災・減災まちづくり**を総合的に推進する。

■「防災指針」作成を推進

立地適正化計画の作成支援にあたっては「**防災指針**」の作成を補助の要件化【コンパクトシティ形成支援事業】

■「防災指針」に基づく事業の重点支援

「**防災指針**」に基づく事業について**予算の重点配分**（【防災・安全交付金】都市防災総合推進事業・都市再生区画整理事業・都市公園など）

■「防災指針」に基づく事業の支援強化

移転の促進

- ・医療・福祉施設等を災害ハザードエリアから移転する場合、民間事業者等に対する**補助を1.2倍にかさ上げ**（R2予算）
対象施設数要件を緩和（R3予算）
【都市構造再編集中支援事業】



病院



老人デイサービスセンター



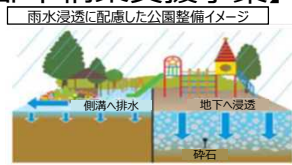
子育て支援施設

安全性強化

- ・ピロティ化・止水板等を設置する医療・福祉施設等への**補助上限額を「30億円」に引き上げ**（R3予算）
【都市構造再編集中支援事業】
- ・区画整理事業による**土地の嵩上げに係る費用を支援**（R2予算）**国費率を1/2にかさ上げ**（R3予算）
【都市再生区画整理事業】
- ・**宅地耐震化工事等に要する費用を1/2にかさ上げ**（R2予算）
【宅地耐震化推進事業】
- ・**雨水浸透に配慮した公園整備等を支援**（R3予算）
【グリーンインフラ活用型都市構築支援事業】



止水板の設置
都市構造再編集中支援事業



雨水浸透に配慮した公園整備イメージ

避難場所の確保

- ・風水害時の避難地等となる防災公園の整備について、**都市の人口要件や面積要件等を緩和**（R3予算）
【都市公園・緑地等事業】



風水害に対応した防災公園の整備

都市公園・緑地等事業

概要

- 近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取組により、水災害に強いまちづくりを目指すことが必要。
- このような状況を受け、国土交通省は「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置し、令和2年8月に提言をとりまとめ。今般、提言に基づき、水災害ハザード情報の充実や防災まちづくりを進める考え方・手法を示す「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成。
- 地方公共団体の治水、防災、都市計画、建築等の各分野の担当部局が、これまで以上に連携を深め、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組んでいけるよう、本ガイドラインを周知し、支援。
- 本ガイドラインの内容は、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりについて、現時点で妥当と思われる基本的な考え方を整理したもの。今後、各地域での取組を通じて得られた知見を随時反映し、法制度の改正等も踏まえ、必要に応じて見直し、充実。

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会

開催経緯

- 令和2年1月 8日 第1回検討会
- 4月17日 第2回検討会
- 6月12日 第3回検討会
- 7月16日 第4回検討会
- 8月26日 提言とりまとめ
- 令和3年3月17日 第5回検討会
- 5月28日 ガイドラインとりまとめ

委員名簿（◎座長、○副座長 敬称略、五十音順）

- | | |
|--------|----------------------|
| 岡安 章夫 | 東京海洋大学海洋資源エネルギー学部門教授 |
| 小山内 信智 | 政策研究大学院大学教授 |
| 加藤 孝明 | 東京大学生産技術研究所教授 |
| 木内 望 | 建築研究所主席研究監 |
| ○立川 康人 | 京都大学大学院工学研究科教授 |
| ◎中井 検裕 | 東京工業大学環境・社会理工学院教授 |
| 中村 英夫 | 日本大学理工学部教授 |
| 藤田 光一 | 河川財団河川総合研究所長 |

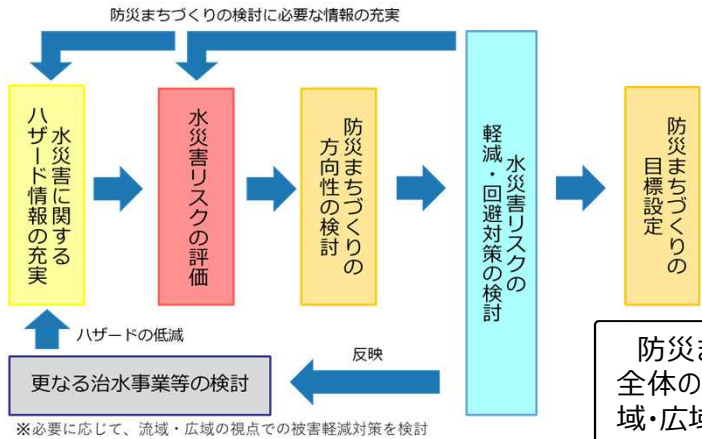
事務局 国土交通省 都市局、水管理・国土保全局、住宅局

ガイドラインの全体像

取組主体：市町村（主な実施者）、国及び都道府県（重要な協力者）を想定。

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの全体の流れ

- ハザード情報を整理し、防災まちづくりの検討に必要なハザード情報を充実。
- ハザード情報をもとに、地域ごとに水災害リスクの評価を行い、防災まちづくりの方向性を検討。
- 水災害リスクの評価内容に応じて、当該リスクを軽減又は回避する対策を検討し、防災まちづくりの目標を設定。新たなハザード情報が必要となった場合には、情報をさらに充実。
- まちづくりにおける対策では地域の水災害リスクの軽減に限界がある場合には、治水部局において、水災害ハザードを軽減させるために更なる治水対策等の取組を検討。

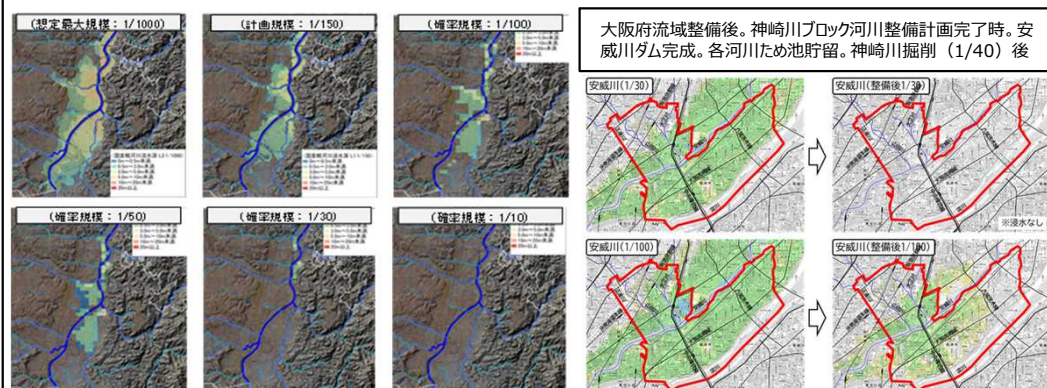


防災まちづくりの推進に当たっては、流域全体のリスク分担のあり方の検討など、流域・広域の観点からの連携が必要。

ガイドラインの概要

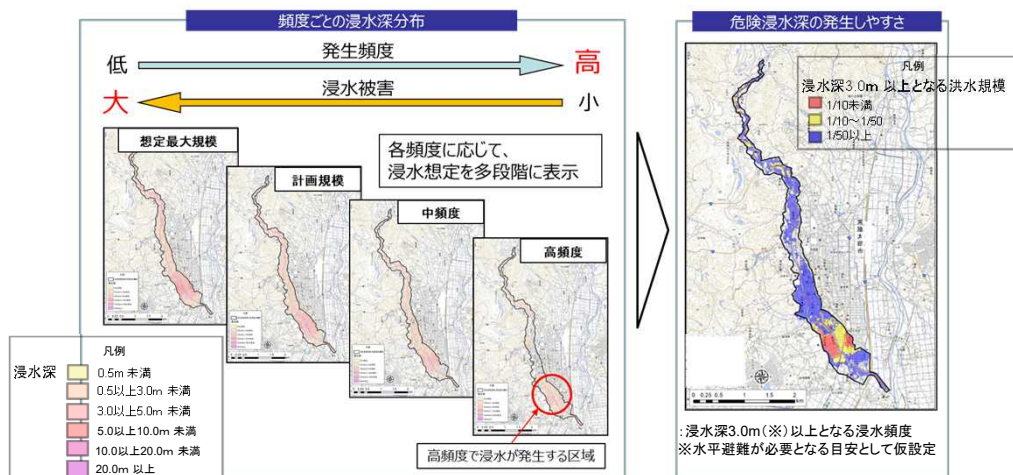
1. 防災まちづくりに活用できる水災害に関するハザード情報

① 既に公表されているハザード情報（法定の洪水浸水想定区域、治水地形分類図等）に加え、防災まちづくりに活用できるハザード情報（より高頻度の浸水想定や河川整備前後の浸水想定等）を新たに作成。



多段階の浸水想定区域図のイメージ

河川整備前後の浸水想定の例



②①の新たなハザード情報は、河川管理者等（各地方整備局河川部又は当該河川の河川国道事務所及び都道府県等）が、防災まちづくりの取組主体である市町村との連携・調整のもと作成。

2. 地域における水災害リスク評価

① 1. のハザード情報に加えて、暴露及び脆弱性の情報により、水災害による損失を表す「水災害リスク」を評価。

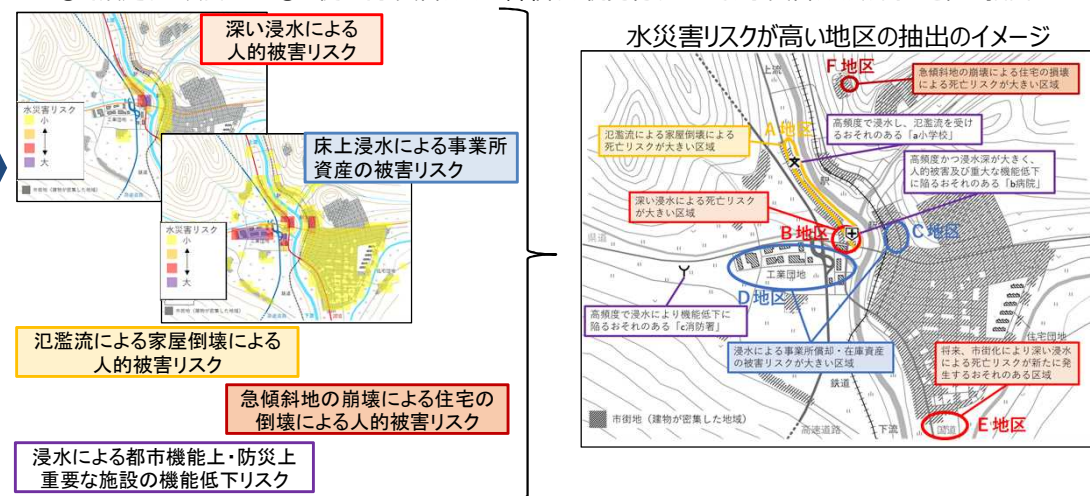
$$\text{水災害リスク} = \left(\text{ハザード} \times \text{発生確率} \right) \times \text{暴露} \times \text{脆弱性}$$

(洪水・雨水出水・津波・高潮・土砂災害) (ハザードを被る人命、財産等) (被害の受けやすさ)

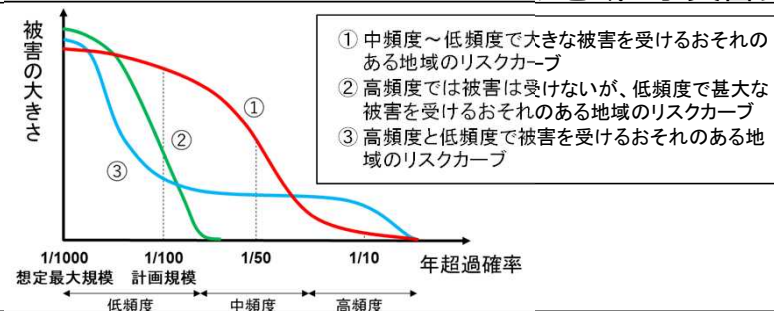
②ハザードの特性や地域の状況に応じて、水災害リスクの評価項目を設定。

- ・人的被害（深い浸水による人の死亡、氾濫流による家屋倒壊 等）
- ・経済的被害（家屋、事業所資産の浸水被害、交通の途絶 等）
- ・都市機能上・防災上重要な施設（庁舎、医療施設等）の機能低下

②で設定した項目ごとに①に従って水災害リスクを評価し、視覚化した上で、水災害リスクが高い地区を抽出。

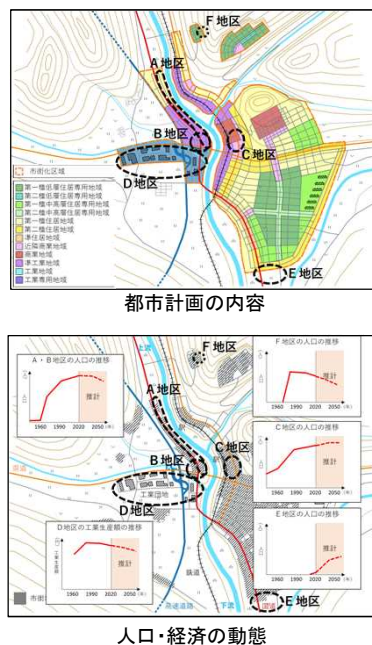


③ハザードの発生頻度ごとに水災害リスクの大きさを評価し、地域の水災害リスクの構造を把握。



3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの方向性

都市の歴史的な形成過程



人口・経済の動態

②水災害リスクが存在する区域ごとに、以下の方向性を検討。

- ・都市機能上の必要性等を勘案し、水災害リスクを軽減し、又はこれ以上増加させない対策を講じながら、都市的土地利用を継続。
- ・残存する水災害リスクが大いに見込まれることから、都市的土地利用を回避。

- ・残存する水災害リスクが大きいことが見込まれることから、都市的土地利用を回避。

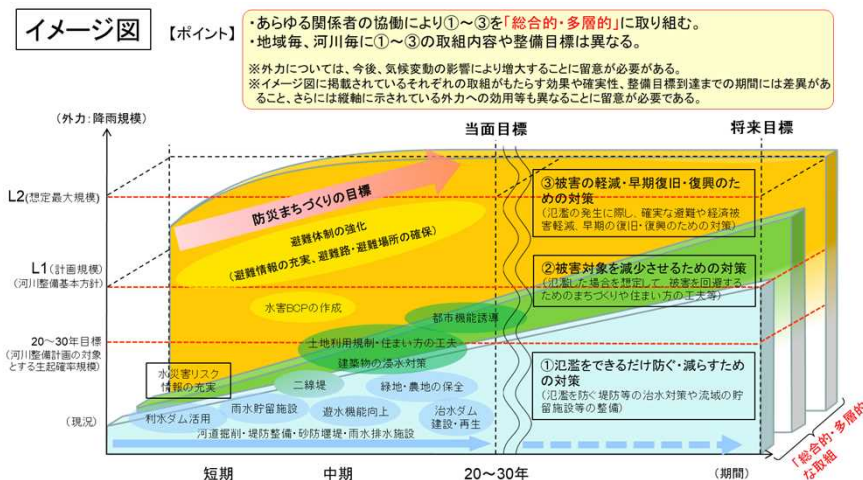
5. 関係者間の連携

①上流・下流、本川・支川の治水バランスを確保し、流域全体で安全を確保するため、流域・広域の視点から関係者が連携。

②関係部局間の連携体制の構築、各分野横断的な知識を有する人材の確保・育成、専門家の協力体制の構築。

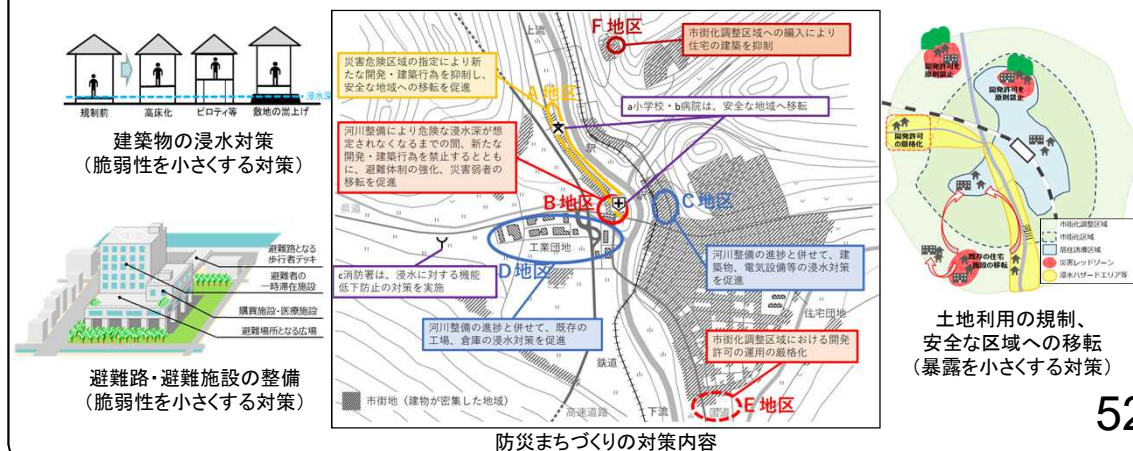
4. 水災害リスクを軽減又は回避する対策

① 3. の防災まちづくりの方向性の実現に向け、水災害リスクが存在する区域について、リスクを軽減又は回避するための対策を総合的に検討。



②対策を計画的に実行していくために、防災まちづくりの目標を設定。

③地域にどのような水災害リスクが存在し、そのリスクを軽減又は回避するためにどのような対策を行う必要があるのか、地域の関係者との合意形成が図られることが重要。



都市構造再編集中支援事業の拡充（令和3年度）

- 安全でコンパクトなまちづくりに向けて、立地適正化計画の居住誘導区域等における防災・減災対策を定める「防災指針」等に基づき、災害ハザードエリアからの移転や居住エリアの安全性強化等を総合的に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、オープンスペースの充実や、職住近接のニーズの高まりにも対応したまちづくりを推進するため、都市構造再編集中支援事業の拡充を行う。

災害ハザードエリアからの移転の促進

立地適正化計画に記載する防災指針に位置付けられた事業で災害ハザードエリアから移転する場合、都市機能誘導施設整備の支援要件「同種施設 1 都市 1 施設まで」を撤廃。

災害ハザードエリアから誘導施設を移転



分散型エネルギーの導入支援

立地適正化計画に基づく道路整備や都市開発事業等と一体的に実施され、災害時に防災拠点や一時滞在施設へ電気を供給する分散型エネルギーシステムの整備へ支援。



テレワーク拠点整備の推進

地方都市の中心市街地の生活圏等におけるテレワーク拠点の整備について支援対象に追加。【R2年度第3次補正予算より拡充】

空き店舗の活用



空きビルの活用



トレーラーハウスの活用



都市機能の安全性の強化

医療・福祉施設等の整備にあたって、プロティ化、止水板の設置及び電源設備の高層階設置等の防災対策が必要な場合、防災指針に位置付けられた事業に限り、誘導施設の補助対象事業費の上限額「21億円」を「30億円」に引き上げ。

プロティ化



止水板の設置



電源設備の高層階設置



都市機能誘導施設の小規模分散立地の推進

「まちなかウォークアブル区域」に新しい働き方等への対応に必要なとなる社会福祉施設又は子育て支援施設を整備する場合、誘導施設の地区面積要件「300㎡以上」及び支援要件「同種施設 1 都市 1 施設まで」を撤廃。

都市再生区画整理事業の拡充（令和3年度）

○ 激甚化・頻発化する豪雨災害に対応し、浸水想定区域内の既成市街地の防災性の向上を図るため、浸水対策として実施する土地区画整理事業等への支援を拡充する。

拡充①

拡充の概要

以下の①又は②の要件を満たす地区で行われる土地区画整理事業について、重点的に支援を行う

- ① 防災指針に基づき浸水対策として実施する事業
- ② 高規格堤防の整備と連携して実施する事業

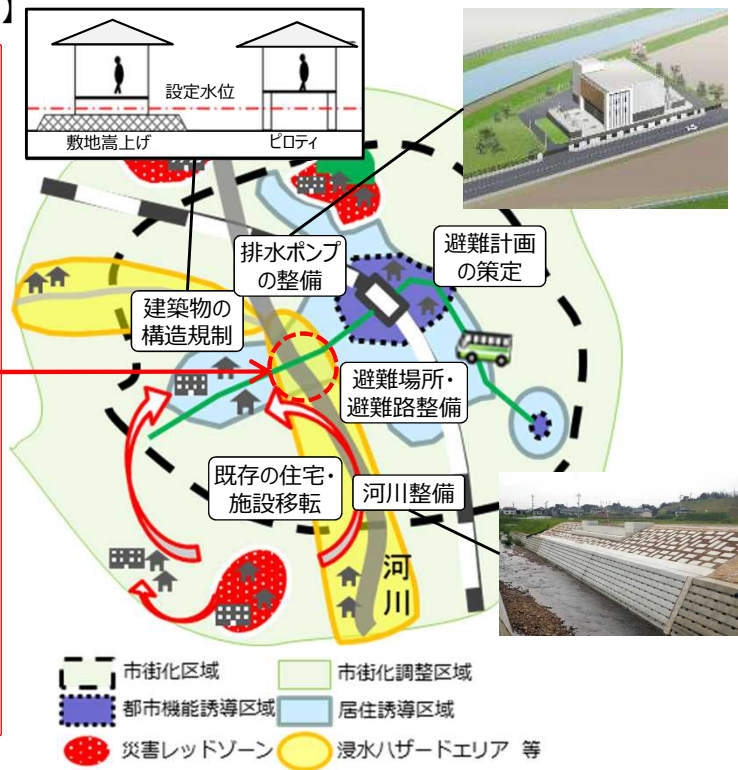
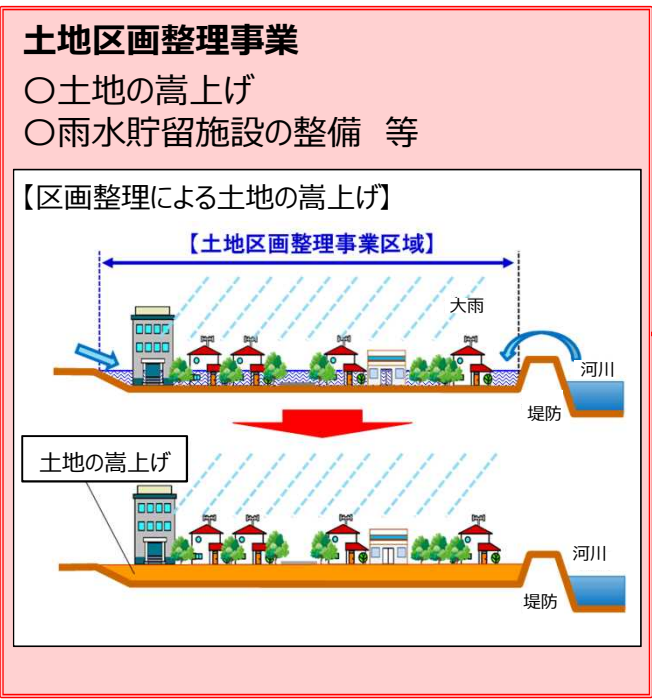
国費率の嵩上げ

①又は②の要件を満たす事業について、都市再生区画整理事業の**安全市街地形成重点地区の対象に追加**し、国費率を1/2に嵩上げ（一般地区：1/3）

支援対象の拡充（緊急防災空地整備事業）

①又は②の要件を満たす事業予定地区について、事業化促進のための事業前の公共施設充当用地の取得等への支援（**緊急防災空地整備事業の対象に追加**（減価補償地区以外での実施も可能）

【防災指針に基づく総合的な浸水対策のイメージ】



拡充②（R3都市計画法改正関連）

支援対象の拡充（浸水対策施設整備費の拡充）

地区施設に位置づけられた**雨水貯留浸透施設や避難施設等（※）**について、**浸水対策施設の対象に追加**し、当該施設の**整備費全額を補助限度額に算入**（地区施設以外の調整池については1/3）

（※）令和3年度の都市計画法の改正により、新たに地区施設として位置づけられる予定

【拡充後の支援対象】

現行	拡充後
浸水対策施設の対象	
・調整池	・調整池
	・雨水貯留施設、避難施設等（※） （※）地区施設に位置付けられたものに限る
補助限度額の対象	
・調整池の整備費×2/3	・調整池の整備費×1/3（地区施設以外）
	・地区施設の整備費全額

支援対象のイメージ



市街地再開発事業等において、コンパクト・プラス・ネットワークの取り組みをさらに推進するとともに、長期優良住宅の整備を推進するため、市街地再開発事業等※¹の支援を拡充する。

補助対象（共同施設整備）の追加

①広場等整備の推進

居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成や、エリアマネジメント等を通じたまちの持続的な魅力向上、都市の防災機能向上等に資する広場等の整備を推進するため、下記の条件をいずれも満たす場合、広場等の整備に要する用地費及び補償費を補助対象に追加する。

- まちなかウォーカブル区域又は立地適正化計画に定められた防災指針に基づく取組が行われる区域で実施される事業
- 市街地再開発事業等の都市計画に定められた広場、公園又は緑地
- 概ね1,000㎡以上※²

※² 広場等のほか、施設建築敷地内に空地が整備される場合は、面積算定においてのみ当該空地面積も含めてよい。



＜イメージ＞広場等と一体となった再開発

②地区レベルの防災・減災対策の推進

地区レベルの防災・減災対策を推進するため、下記の条件をいずれも満たす場合、地区施設の整備に要する用地費及び補償費を補助対象に追加する。

- 地区計画に新たに位置付けられる地区施設（雨水浸透機能の高い緑地、避難地）
- 概ね1,000㎡以上※²



＜イメージ＞避難地の整備

＜従前補助対象（共同施設整備）の見直し事項＞

共同施設整備費の算定を個別積算方式で行う場合は、分譲共同住宅の共用通行部分（共用廊下・階段、エレベーター、ホール）の整備に要する費用を算定除外とする。（経過措置として、現に着手している地区については、従前の例による。）

補助率の嵩上げ

※¹ 市街地再開発事業、防災街区整備事業

③コンパクト型再開発の推進

地域の実情にあったまちなかの機能更新に資するコンパクトな市街地再開発事業等を推進するため、一定規模以下の事業について、補助率を1.5倍に嵩上げする。



＜イメージ＞コンパクト型再開発

④長期優良住宅の推進

優良な住宅ストック形成に向けて、市街地再開発事業等にあわせて長期優良住宅を普及促進するため、認定長期優良住宅の整備を含む事業について、補助率を1.2倍に嵩上げする。

要件		補助率 嵩上げ	国費率
1	通常	—	1/3
2	認定長期優良住宅の整備を含む事業【上記④】	1.2	2/5
3	都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、立地適正化計画に位置づけられる事業等	1.35	45/100
4	上記3かつ以下の要件をいずれも満たす事業【上記③】 ・従後建物の容積率が、従前建物の容積率に150%を加えたもの以下、かつ、600%以下であること ・都市部（東京23区及び政令指定都市）以外の市町村内で行われるものであること	1.5	1/2

＜従前補助率の見直し事項＞

「都市機能誘導区域内かつ鉄道駅から半径1kmの範囲内等」の補助率嵩上げ（1.2倍）は廃止。（経過措置として、現に着手している地区及び令和3年度中に都市計画決定を受ける予定の地区については、従前の例による。）

災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】

事業主体

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※)

※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

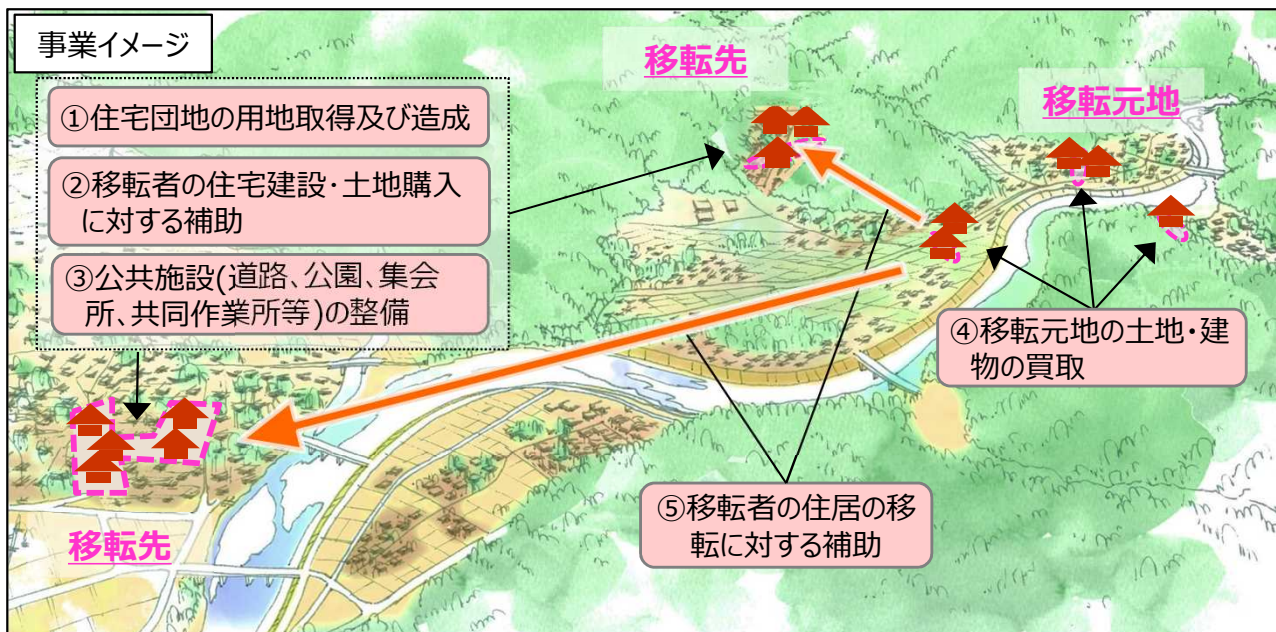
移転先（住宅団地）

5戸以上(※)かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率 3 / 4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成
（関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。）
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
（住宅ローンの利子相当額）
- ③ 住宅団地に係る公共施設の整備
- ④ 移転元地の土地・建物の買取
（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。）
- ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費 （補助率 1 / 2）



補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担

国庫補助金 3/4

一般補助施設整備等事業債(充当率90%)

一般財源

元利償還の80%を特別交付税措置

■ : 国の負担分 ▨ : 地方の負担分 50%を特別交付税措置

地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象(充当率90%)。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。
※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。
※都道府県が実施する場合は、特別交付税措置の対象外。

都市・地域交通戦略推進事業

目的：人口減少、少子超高齢化への備えが必要となり、また、中心市街地の衰退、都市の維持コストの増大、など都市構造に関する課題認識が高まっている。そこで、モータリゼーションの進展に併せて、市街地が全面的に広がる拡散型都市構造を見直し、環境負荷低減型のコンパクトシティへの展開を図る。

- 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援
- 補助対象者：地方公共団体、法定協議会※、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体
※整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象
- 補助率：1/3、1/2（立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、交通ターミナル戦略に位置づけられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業）



路面電車・バス等の公共交通の施設（車両を除く）



自由通路



ペDESTリアンデッキ



自転車駐車場



シェアサイクル設備



交通結节点整備



駐車場(P&R等)



バリアフリー交通施設



荷捌き駐車場



地区交通戦略に基づく街路空間再構築・利活用



交通まちづくり活動の推進



スマートシティの推進
・情報化基盤施設※の整備
・自動運転バスの実装に向けた社会実験等

※情報化基盤施設：センサー、ビーコン、画像解析カメラその他先進的な技術を活用した施設等

都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出に向けて、歩行空間の拡大や公共空間の芝生化、民間用地を活用した公共空間の整備などを重点的・一体的に支援する事業

事業主体等

【交付金】市町村、市町村都市再生協議会

【補助金】都道府県、民間事業者等

国費率：1 / 2

施行地区

- ① 都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、
- ② 都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域（周辺整備事業実施地区を含む）

対象事業

【基幹事業】

道路、公園、既存建造物活用事業 その他、既存ストックの修復・改変メニューに限定

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



○ウォーカブルな空間整備

- 道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変
- まちなかウォーカブル区域を下支えする周辺環境の整備
例) 街路の広場化、バリアフリー環境の創出、公共空間の芝生化・高質化、水辺周辺のプロムナードや水上デッキ 等

○アイレベルの刷新

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間の提供
- 1階部分の透明化等の修景整備
例) 沿道施設の1階部分の開放、市民に開かれた公共空間の提供 等

○滞在環境の向上

『滞在環境整備事業』を新たに基幹事業として創設

- 滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査
例) 社会実験の実施、デザイン検討・利活用施設の導入 等

○景観の向上

- 景観資源の活用
例) 外観修景、照明施設の整備、道路の美装化 等

「居心地良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた
関係省庁支援チームの設置について

令和 3 年 3 月 26 日
関係省庁 申合せ

1. 「居心地良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けて、街路、公園、水辺空間、民間空地等の公共空間利活用等に向けた対応方策等を検討し、関係省庁の連携により地域の取組を支援するため、「居心地良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた関係省庁支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

2. 支援チームの構成員は、次のとおりとする。

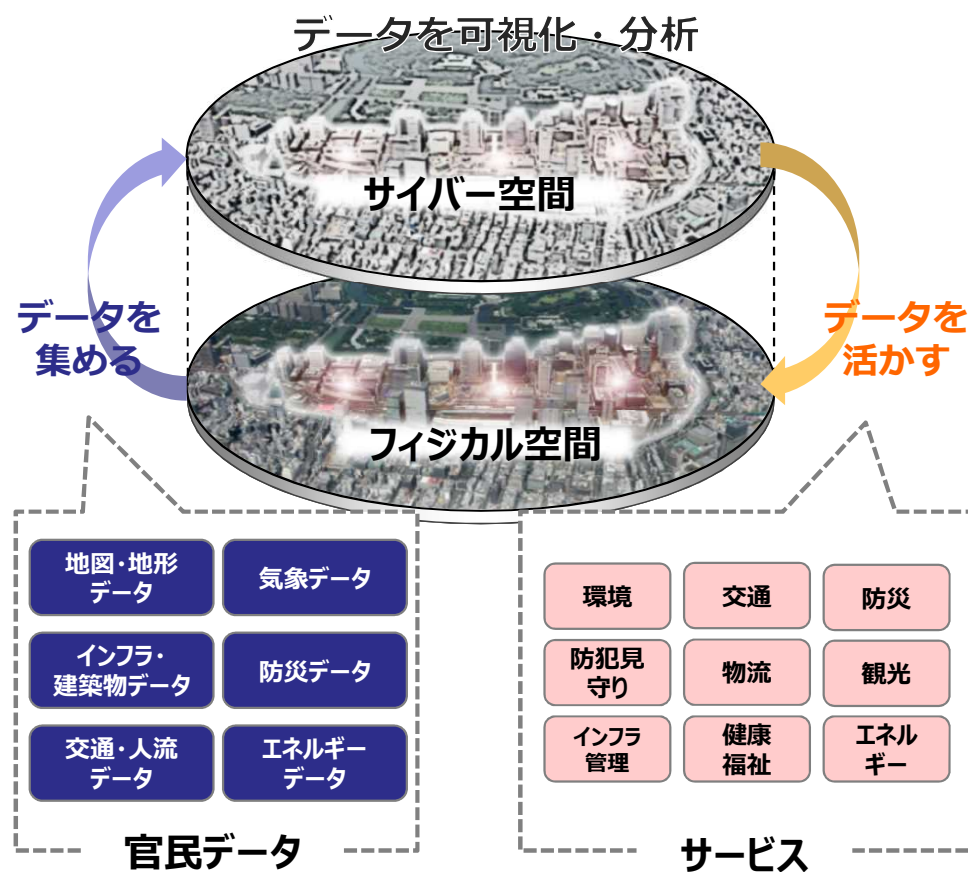
チー ム リ ー ダ ー 構 成 員	国土交通省 都市局 まちづくり推進課長
	内閣府 地方創生推進事務局 参事官（地域再生担当）
	警察庁 交通局 交通規制課長
	厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品監視安全課長
	国土交通省 都市局 街路交通施設課長
	国土交通省 都市局 市街地整備課長
	国土交通省 都市局 公園緑地・景觀課長
	国土交通省 水管理・国土保全局 水政課長
	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課長
	国土交通省 道路局 路政課長
	国土交通省 道路局 環境安全・防災課長
	国土交通省 住宅局 市街地建築課長

3. 支援チームの庶務は、関係行政機関の協力を得て、国土交通省都市局において処理する。

4. 前 3 項で定めるもののほか、支援チームの運営に関して必要な事項は、構成員の合議により定める。

○スマートシティとは

災害への脆弱性、交通弱者への対応など、それぞれの街が抱える課題に対し、交通・人流、気象、建物など様々なデータを重ね合わせ、また、AI、IoT等の新技術を活用し、その解決を図ることで、市民に安全、安心な生活や利便性、快適性等を提供するまちづくり



関係府省連携による施策推進体制

内閣府（科技）

全体総括

具体のモデルプロジェクトの実現と全国普及

国交省

○複数分野にまたがるまちづくりに関するプロジェクト

○新たなモビリティサービスに関するプロジェクト

経産省

総務省

○各プロジェクトにおけるデータ利活用基盤（システム）の整備

官民連携プラットフォーム（令和元年8月設立）

官民の知恵やノウハウを結集してスマートシティの取組を加速すべく、企業、地方公共団体、大学、関係府省等を構成員として設立。
(R3年1月末時点)

官民連携プラットフォームの構成（合計764団体）

会員（事業実施団体）593団体

企業等
(381団体)

大学・研究機関
(49団体)

地方公共団体
(163団体)

会員
(経済団体等)
2団体

会員（関係府省）11団体

内閣官房

警察庁

金融庁

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

環境省

事務局

内閣府

総務省

経済産業省

国土交通省

オブザーバー会員
(158団体)

(令和3年3月末時点)

事業支援

分科会

マッチング支援

普及促進活動

スマートシティモデルプロジェクトの支援

全国の牽引役となる先駆的な取組や早期の事業化促進等に対して、国より財政的な支援や直接的なコンサルティングを実施。

第一次選定：2019年5月
第二次選定：2020年7月

※赤着色は2020年度に追加選定された地区

◆先行モデルプロジェクト（22事業）

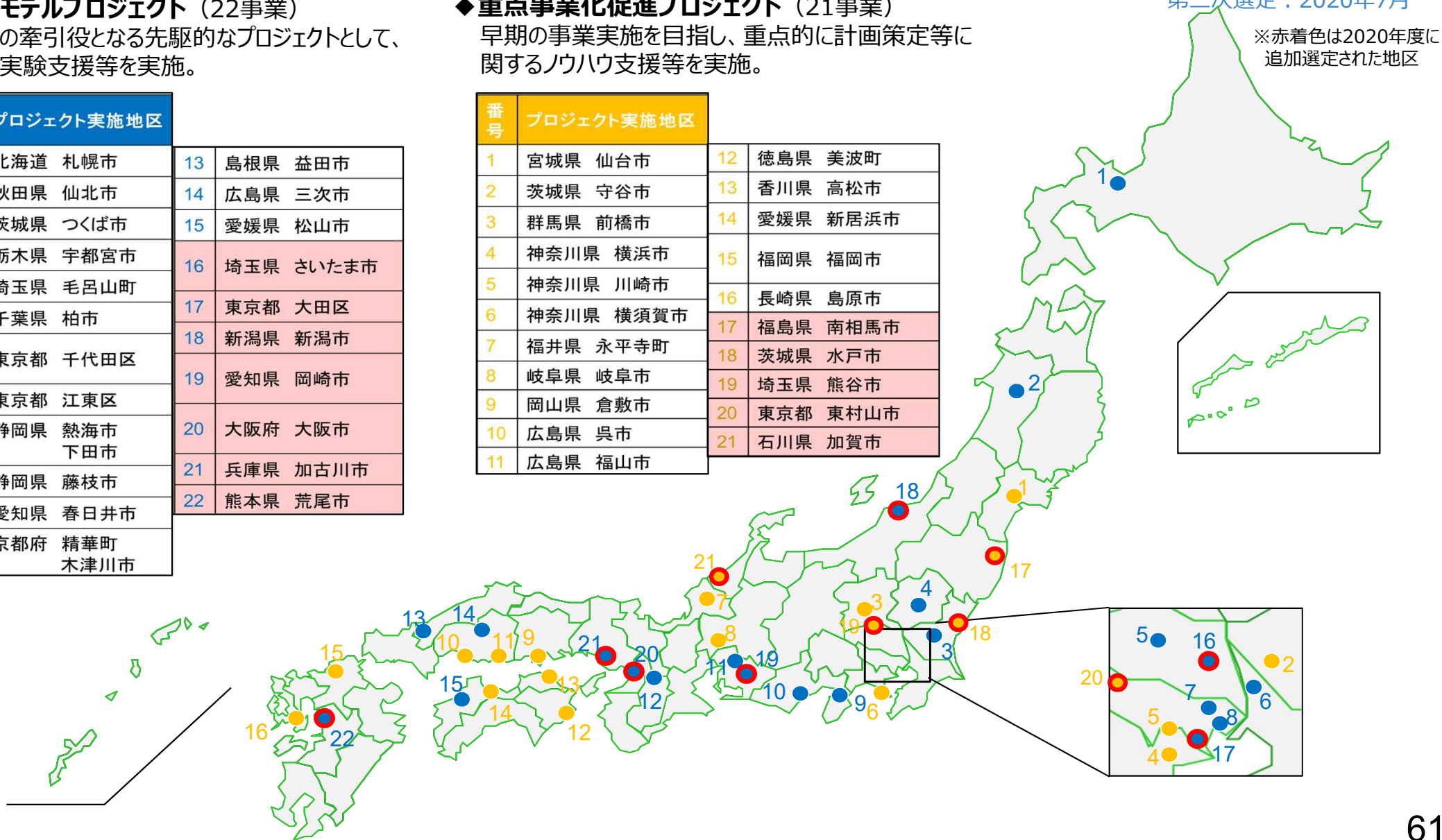
全国の牽引役となる先駆的なプロジェクトとして、実証実験支援等を実施。

番号	プロジェクト実施地区
1	北海道 札幌市
2	秋田県 仙北市
3	茨城県 つくば市
4	栃木県 宇都宮市
5	埼玉県 毛呂山町
6	千葉県 柏市
7	東京都 千代田区
8	東京都 江東区
9	静岡県 熱海市 下田市
10	静岡県 藤枝市
11	愛知県 春日井市
12	京都府 精華町 木津川市
13	島根県 益田市
14	広島県 三次市
15	愛媛県 松山市
16	埼玉県 さいたま市
17	東京都 大田区
18	新潟県 新潟市
19	愛知県 岡崎市
20	大阪府 大阪市
21	兵庫県 加古川市
22	熊本県 荒尾市

◆重点事業化促進プロジェクト（21事業）

早期の事業実施を目指し、重点的に計画策定等に関するノウハウ支援等を実施。

番号	プロジェクト実施地区
1	宮城県 仙台市
2	茨城県 守谷市
3	群馬県 前橋市
4	神奈川県 横浜市
5	神奈川県 川崎市
6	神奈川県 横須賀市
7	福井県 永平寺町
8	岐阜県 岐阜市
9	岡山県 倉敷市
10	広島県 呉市
11	広島県 福山市
12	徳島県 美波町
13	香川県 高松市
14	愛媛県 新居浜市
15	福岡県 福岡市
16	長崎県 島原市
17	福島県 南相馬市
18	茨城県 水戸市
19	埼玉県 熊谷市
20	東京都 東村山市
21	石川県 加賀市



スマートシティガイドブックの概要

- スマートシティの取組を支援するため、先行事例における成功・失敗体験等を踏まえ、スマートシティの意義・必要性、効果、その進め方等についてガイドブックとしてとりまとめ。
- 地方公共団体の首長、職員等に対し、スマートシティの取組にかかる知見、気づきを提供する導入書。

1-1. スマートシティの意義・必要性

- ・都市、地域が直面する社会課題が深刻化する中、コロナ禍も契機に進展するデジタル化の潮流は、システムの効率化、新たなサービス創出等により各種の社会課題を解決する可能性。
- ・政府も行政のデジタル化やスマートシティを強力に進める方針であり、今こそ都市、地域全体のデジタル化を図るスマートシティを進める契機。

1-2. スマートシティの基本コンセプト

- ・ **<3つの基本理念>** 市民（利用者）中心主義／ビジョン・課題フォーカス／分野間・都市間連携の重視
- ・ **<5つの基本原則>** 公平性、包摂性の確保／プライバシーの確保／相互運用性・オープン性・透明性の確保／セキュリティ・レジリエンスの確保／運営面、資金面での持続可能性の確保

2-1. スマートシティの進め方

取組段階ごとの留意点について、先行事例を交えて解説

初動	推進体制を整え、機運を醸成し検討準備を整える段階 ➢ アドバイザー／アーキテクト等の専門人材を招聘 ➢ 機能的、機動的な庁内体制を構築し、縦割り打破 ➢ 議会、地元経済界、地域住民団体、地元大学など地域の関係者との対話と機運の醸成
準備	地域課題・市民ニーズを収集しビジョンを共有する段階 ➢ 地域の課題・重要政策・資源・強みを整理 ➢ 市民ニーズのこまめな吸い上げ ➢ スマートシティで目指すべきビジョンをとりまとめ、多様な主体の間で共有認識を醸成
計画 (戦略) 策定	推進主体を組成しプロジェクトの計画を策定する段階 ➢ ビジョンを共有し、プロジェクトに主体的に参画する公民学の関係者で推進主体（コンソーシアム）を組成 ➢ ビジョンを実現するための具体的な道筋を明らかにするための計画(戦略)の策定
実証・実装	実証実験等を通じて、熟度や社会的受容性を高めるとともに、地域にスマートシティを根付かせる段階 ➢ 実験のための実験ではなく、実装に向けた実験を行い、市民理解のもと、無理のない形で段階的に実装
定着・発展	➢ 実装後も、モニタリングを通じて「バージョンアップ」を意識

2-2. 進める上でのポイントと対応

主な課題（推進体制、資金、市民参画、都市OS導入、KPI）について、解決に向けたポイントを先行事例を交えて解説

○機能的、機動的な推進主体の構築

- 推進主体には、異なる組織論理、利害を有する公民の様々なプレイヤーが参画。構成員の利害を調整しながらプロジェクトを推進する実行力を強化することが必要。
- 様々な官民データを流通させ、利活用を図るためには、「保護」と「利活用」のバランスが重要であり、データ取扱いルール明確化が必要。

○資金的持続性の確保

- 直接的・間接的な受益者を整理し、特に十分な収益性が見込めない公共的サービスやデータ連携基盤等については、受益に応じた適切な費用負担が必要。
- 行政コストの削減や市民への広範な受益に対しては、行政が費用負担する事例。

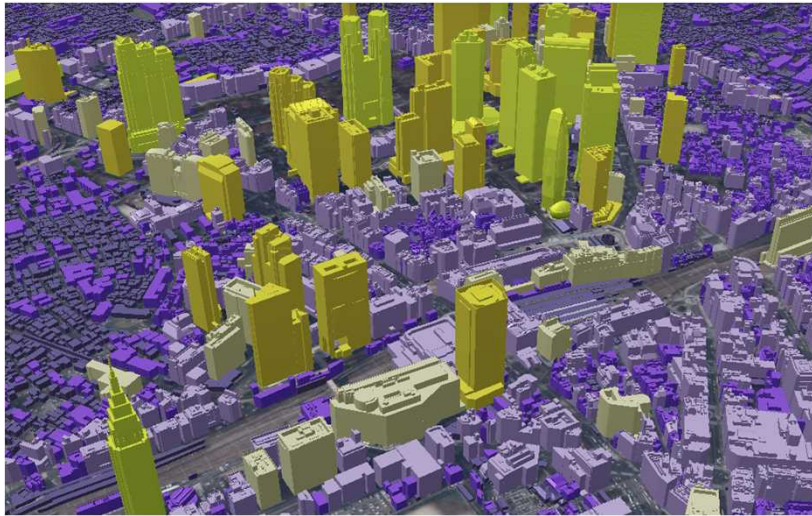
○市民の積極的な参画

- 市民参画により、市民ニーズに応えるサービス、パーソナルデータを含む官民データの利活用が広がり、さらなるサービス創出へとつながる。
- まずは市民の関心や理解を深めた上で、双方向型の対話を深めていく必要。

- スマートシティのデータ基盤として、建物などの都市空間をサイバー空間上で3次元的に再現する「3D都市モデル」の整備とこれを活用した社会課題の解決（ユースケース開発）の実証実験を実施。
- 実証実験では、都市計画・まちづくりや防災対策の高度化、多様な都市サービスの創出等を実証し、スマートシティの社会実装を加速化。

3D都市モデルの整備

建物などの3次元形状や面積・用途・構造等の属性情報をデータ化。

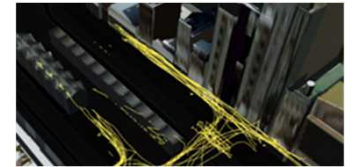


3D都市モデルのイメージ（新宿駅周辺）

3D都市モデルのユースケース開発

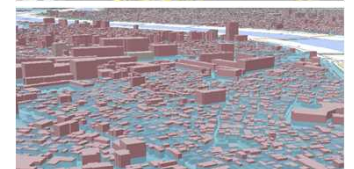
カメラ、センサー等の新技術を活用した都市活動の可視化

- ✓ コロナ対策としての「3密」状態のモニタリングやまちなかの回遊状況の把握・賑わい創出への活用



災害リスク情報の可視化を通じた防災政策の高度化

- ✓ 洪水等の災害ハザード情報を3D化し、防災意識啓発や防災計画検討に活用



データを活用したまちづくり・都市開発の高度化

- ✓ 都市構造の立体的把握、開発計画のシミュレート、都市の課題の可視化等により、スマート・プランニングを推進



3D都市モデルを活用した民間サービス市場の創出

- ✓ まちづくり、インフラ管理からエンタメ、コミュニケーションに至るまで多様な分野で市民のQoL向上に資するウェブ・アプリを開発



<令和2年度取組み>

- ・ 全国約50都市の3D都市モデルを作成し、オープンデータ化
- ・ 我が国の3D都市モデルのデータ製品仕様等を初めて策定
- ・ ユースケースを実証し、活用事例集等の各種マニュアルを公開

<令和3年度以降取組み>

- ・ 各自治体において自立的・効率的にデータ整備・更新できる手法の確立
- ・ スマートシティの社会実装に資する高度なユースケースを実証